

第3次 富士山 おむすび 計画



富士市食育推進計画

平成31年3月

富士市



『ふじ食』とは？



『むすびん』
富士市の食育
キャラクター。
お米が大好き！



『ナポリン』
富士つけナポリタン
公式キャラクター。
トマトの妖精。

富士市の食育プロジェクト、略して…「ふじ食」。「無事食」「富士色」、安全、安心の食の情報、地元の素材や食文化を発信する！それが「ふじ食」です。富士市の食育キャラクター「むすびん」と、富士市のご当地グルメつけナポリタンのキャラクター「ナポリン」が、タッグを組んで皆さんにわかりやすく、そして身近に『食』を感じてもらう為、始動したプロジェクトです。むすびんやナポリン、かわいい食材キャラ達が4コマ漫画で、たのしく、おもしろく、食の大切さを語ってくれます。

はじめに

私たちのまち富士市は、世界に誇る富士山の自然に抱かれ、豊かな緑と湧水の恵みによって発展してきました。生命と健康の源である「食」は、心豊かで活力に満ちた市民生活の基盤となるものであり、健全な食生活を推進する食育は大変重要です。

本市では、「第1次富士山おむすび計画」策定時から、基本理念を「食で育む健全な心とからだ」と定め、多くの食材や富士のふもとの食文化を活かしつつ、健全な食生活の実践や地産地消など、食育の推進に取り組んでまいりました。



この間、本市における食育への関心及び実践度、地産地消への意識が高まる一方、社会環境の変化により、家庭生活が多様化し、高齢者や子どもの「孤食」の増加、伝統的な食文化である和食の衰退、食品ロスの増加等、食に関する様々な課題も生じております。

こうした状況を踏まえ、第3次計画においては、具体的に施策を推進していくための新たな視点を

- 1 多様な家庭、ライフステージに対応した食育の推進
- 2 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進
- 3 地域における食育の展開と食文化の継承
- 4 健康と環境、安全に配慮した食育の推進

とし、食育に係る様々な関係者と連携・協働して多様な暮らしに対応した取組を展開してまいります。

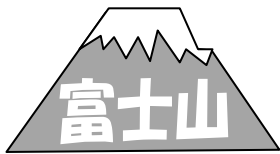
結びに、計画の策定に当たりまして、貴重なご意見、ご尽力を賜りました富士市食育推進会議委員の皆様をはじめ、関係機関・団体および市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

富士市長 小長井 義正

【目標キャッチフレーズ】

【市民行動目標】



お

おいしくごはん
今日も元気

- 早寝・早起きして朝ごはんを食べよう
- 栄養バランスを考えて食べよう
- 標準体重を知ろう・体重を量ろう
- 歯を大切にしておいしく食べよう

む

むかい合って
楽しい食卓

- むかい合ってみんなで食べよう
- 食事のマナーを守ろう
- 昔ながらの食を取り入れよう

す

するがの恵みに
感謝の気持ち

- 作物をつくってみよう
- 台所に立ってみよう
- 旬の食材・地元の食材を味わってみよう
- 買・作・食(かう・つくる・たべる)3つの「すぎない」生活を心がけよう
- 生ごみ削減・リサイクルに取り組もう

び

ひとりひとりが
主役の食育

- 食に関心をもとう
- 富士市の食育を広めよう

計画

※本計画の名称について

本計画の名称は、お米を使った日本古来の伝統的な食べ物である「おむすび」と、本市のシンボリック存在である「富士山」の形にちなんで、第1次計画の策定時より「富士山おむすび計画」を引き継いで使用しています。また、おむすびの「むすぶ」という表現は、食育推進のためのネットワークをむすんでいくという方向性も表しています。





もくじ

第1章 計画の改定に当たって	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけと計画期間	3
第3節 国・県計画の概要	4
第2章 食育の現状と課題	8
第1節 富士市の概況	8
第2節 食をめぐる現状	11
第3節 市民の食に関する意識	22
第4節 第2次計画の評価と課題	30
第3章 食育推進の基本的な考え方	35
第1節 基本理念	35
第2節 基本方針及び基本施策	36
第3節 第3次計画における施策展開の視点	39
第4節 施策体系	40
第5節 第3次計画の成果指標・目標値	42
第4章 具体的な施策の展開	44
第1節 多様な家庭、ライフステージに対応した食育の推進	44
第2節 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進	49
第3節 地域における食育の展開と食文化の継承	54
第4節 健康と環境、安全に配慮した食育の推進	58
第5章 計画の推進策	64
第1節 関係主体との協働	64
第2節 施策の推進に当たっての役割分担	65
第3節 計画の進行管理と評価	67
資料編	68
1 食育基本法	68
2 富士市食育推進会議条例	76
3 計画の策定体制	78
4 計画策定の経緯	79
5 富士市食育推進会議委員名簿	80
6 食育推進計画策定委員会構成	82
7 食育推進計画策定ワーキンググループ構成	83



第1章 計画の改定に当たって



第1節 計画策定の趣旨

「食」という字は「人を良くする」と書きます。健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

しかし、近年では、不規則な食生活や過食、栄養の偏った食事などの食習慣の乱れが見られ、肥満や生活習慣病^{※1}のほか、若い女性のやせ、高齢者の低栄養傾向などの問題も指摘されています。また、社会にあふれる多くの情報の中から、食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。

こうした状況に対応するため、国では平成17年6月に食育基本法^{※2}を制定し、その後、同法に基づき、「食育推進基本計画」及び「第2次食育推進基本計画」、「第3次食育推進基本計画」を策定し、様々な形で食育を推進しています。また県では、3次にわたる「静岡県食育推進計画」を策定し、県民運動として食育の推進に取り組んでいます。

本市では、平成19年3月に富士市食育推進会議条例を制定、続いて、平成21年3月に「富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」、平成26年3月に「第2次富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」(以下「第2次計画」という。)を策定し、国、県の動向を踏まえつつ、様々な関係機関・団体等とともに食育を推進しています。

この度、第2次計画期間の終了に伴い、「第3次富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」(以下「本計画」という。)を策定することとなりましたが、高齢者をはじめとする単独世帯やひとり親世帯、貧困の状況にある子どもに対する支援が課題になっています。

本計画は、行政をはじめ様々な関係機関や団体、関係者が連携・協働し、市民が「自ら食育推進のための活動を実践する」(食育基本法第6条)ことに取り組み、食をめぐる諸課題の解決に資することを目的として策定したものです。

食育とは ー食育基本法(平成17年7月施行)よりー

- ◆生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ◆様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

※1 食事や運動不足が原因で発症する疾患。糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病など。

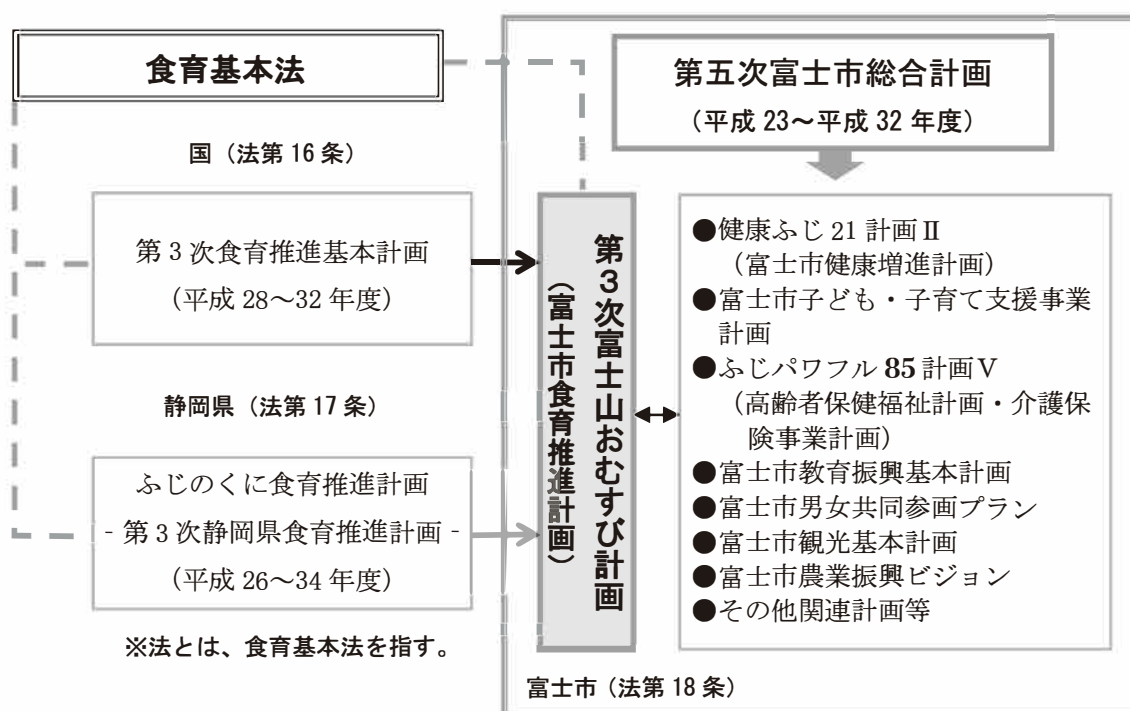
※2 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的に平成17年7月に施行された法律。

第2節 計画の位置づけと計画期間

1 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、国・静岡県の計画を踏まえるとともに、第五次富士市総合計画に基づき、食育に関連する市の諸計画と整合性を持って策定したものです。

本計画は、本市の今後の食育推進の方向性を定め、食育に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となるものです。また、行政、関係団体、市民がそれぞれの役割に応じて連携を図り、協働して食育に取り組むための基本指針となるものです。



2 計画期間

本計画の期間は、平成31年(2019年)度から平成35年(2023年)度までの5年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

(年度)					※H31年5月に新しい年号になります。				
H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
第2次富士山おむすび計画					第3次富士山おむすび計画				
国：第2次		国：第3次食育推進基本計画							
県：第3次静岡県食育推進計画									

第3節 国・県計画の概要

1 国：第3次食育推進基本計画

国の「第3次食育推進基本計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）では、「実践の環を広げよう」をコンセプトに、これまでの取組による成果と、社会環境の変化の中で明らかになった新たな状況や課題を踏まえ、5つの重点課題と目標が示されています。

（1）コンセプト

「実践の環を広げよう」

（2）第3次食育推進基本計画の総合的な目標

「国民一人一人が食育活動を実践するとともに、関係者が多様に連携・協働し、食育を推進することを目指します。」

（3）食育の推進に関する施策についての基本的な方針

重点課題 1：「若い世代を中心とした食育の推進」

重点課題 2：「多様な暮らしに対応した食育の推進」

重点課題 3：「健康寿命^{※3}の延伸につながる食育の推進」

重点課題 4：「食の循環や環境を意識した食育の推進」

重点課題 5：「食文化の継承に向けた食育の推進」

（4）食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

※3 平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

【第3次食育推進基本計画の目標】

項目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
目標1: 食育に関心を持っている国民を増やす		
①食育に関心を持っている国民の割合	75%	90%以上
目標2: 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回	週11回以上
目標3: 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%	70%以上
目標4: 朝食を欠食する国民を減らす		
④朝食を欠食する子供の割合	4.4%	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	15%以下
目標5: 中学校における学校給食の実施率を上げる		
⑥中学校における学校給食実施率	87.5%(26年度)	90%以上
目標6: 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす		
⑦学校給食における地場産物を使用する割合	26.9%(26年度)	30%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合	77.3%(26年度)	80%以上
目標7: 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす		
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%	70%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	55%以上
目標8: 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす		
⑪生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	75%以上
⑫食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社(26年度)	100社以上
目標9: ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす		
⑬ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	55%以上
目標10: 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		
⑭食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人(26年度)	37万人以上
目標11: 農林漁業体験を経験した国民を増やす		
⑮農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	36.2%	40%以上
目標12: 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす		
⑯食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4%(26年度)	80%以上
目標13: 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす		
⑰地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%	50%以上
⑱地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	60%以上
目標14: 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
⑲食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%	80%以上
⑳食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	65%以上
目標15: 推進計画を作成・実施している市町村を増やす		
㉑推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	100%

2 県：ふじのくに食育推進計画（第3次静岡県食育推進計画）

県の「ふじのくに食育推進計画」（平成 26 年度～平成 34 年度）では、「0歳から始まるふじのくにの食育」をコンセプトに、「食を通して人をはぐくむ」を目指して、4つの基本的施策を掲げています。

（1）コンセプト

「0歳から始まるふじのくにの食育」

（2）目指すもの

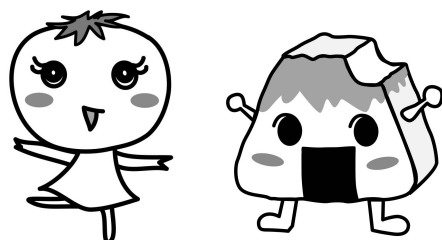
「食を通して人をはぐくむ」：「食を知る」「食をつくる」「食を楽しむ」ことを通して、生涯にわたり望ましい食生活を実践する力を身につけ、健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむこと。

（3）対策の重点

1. 共食による豊かな人間性の醸成
2. ライフステージに応じた望ましい食生活の実現
3. 連携・協働で進める食育の推進

（4）基本的施策

1. 「食を知る」食に関する基礎知識の習得
 - 望ましい食生活・食べ方に関する知識の普及や情報提供
 - 食品の安全に関する教育活動
 - 食をつくりだす自然環境についての意識啓発
2. 「食をつくる」食をつくる機会の充実
 - 料理等を体験する機会の充実
 - 農作業等を体験する機会の提供
3. 「食を楽しむ」食への関心の高揚と食文化の伝承
 - 食への関心と理解を深める機会の提供
 - 地域の食材や食文化を楽しむ機会の提供
4. 「食の環境づくり」食育を推進するための体制づくり
 - 食育を推進する人材の育成等
 - 食の環境整備
 - 推進体制の整備



【第3次静岡県食育推進計画の目標】

項目		現状値 (平成26年度)	目標値 (平成34年度)	出典
1	朝食を毎日食べる幼児、児童、生徒の割合の増加	幼 98.5% 小 98.2% 中 96.2% 高 96.4%	100%に近づける	平成28年度朝食摂取状況調査
	朝食を毎日食べる人の割合の増加(20～30歳代男性)	59.4%	85%以上	平成28年度県民の健康に関する意識調査
2	肥満傾向の児童の割合の減少	小 6.7% 中 7.1% 高 7.5%	減少傾向へ	平成28年度学校保健統計
	低栄養傾向(BMI120以下)の割合の増加の抑制(65歳以上)	18.6%	26%	平成28年度県民の健康に関する意識調査
	肥満者の割合の減少(20～60歳代男性)	25.1%	22%以下	平成28年度県民の健康に関する意識調査
	肥満者の割合の減少(40～60歳代女性)	15.2%	15%以下	
3	栄養のバランスのとれた朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合の増加	幼児 35.5% 小6年 52.0% 中2年 45.3% 高2年 32.0%	70%以上	平成28年度朝食摂取状況調査
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加	45.3%	80%	平成28年度県民健康基礎調査
4	食塩摂取量平均値の減少(20歳以上の男女)	男性 10.6g 女性 9.2g	男性 8g未満 女性 7g未満	平成28年度県民健康基礎調査
5	野菜摂取量平均値の増加(20歳以上の男女)	男性 291.1g 女性 253.7g	350g以上	平成28年度県民健康基礎調査
6	果物100g未満の割合の減少(20歳以上の男女)	56.6%	30%未満	平成28年度県民健康基礎調査
7	「子ども一人」で朝食を食べる割合の減少	幼児 17.9% 小6年 29.4% 中2年 45.3% 高2年 32.0%	減少傾向へ	平成28年度朝食摂取状況調査
	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	1週間に8.6回	1週間に10回以上	平成28年度県民の健康に関する意識調査
8	ヘルシーメニュー(食塩や脂肪が少ない、野菜が多い等)の提供をしている特定給食施設(事業所、一般給食センター)の割合の増加	78.1%	100%に近づける	平成28年度給食施設実態調査
9	管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設の割合の増加	75.1%	80%	平成28年度給食施設実態調査
10	食育に関心のある人の割合の増加(20歳以上)	75.9%	90%	平成28年度県民の健康に関する意識調査
11	学校給食における地場産物を利用する割合の増加(食材数ベース)	30.4%	45%以上	平成28年度学校給食栄養報告
12	よく噛んで味わって食べている者の割合の増加(20歳以上)	74.5%	80%以上	平成28年度県民の健康に関する意識調査
13	農林漁業体験を経験した者の割合の増加(20歳以上)	11.8%	現状値の10%増加	平成28年度地域農業課調べ
14	緑茶を毎日飲む者の割合の増加(20歳以上)	44.1%	70%以上	平成28年度県民の健康に関する意識調査

第2章 食育の現状と課題



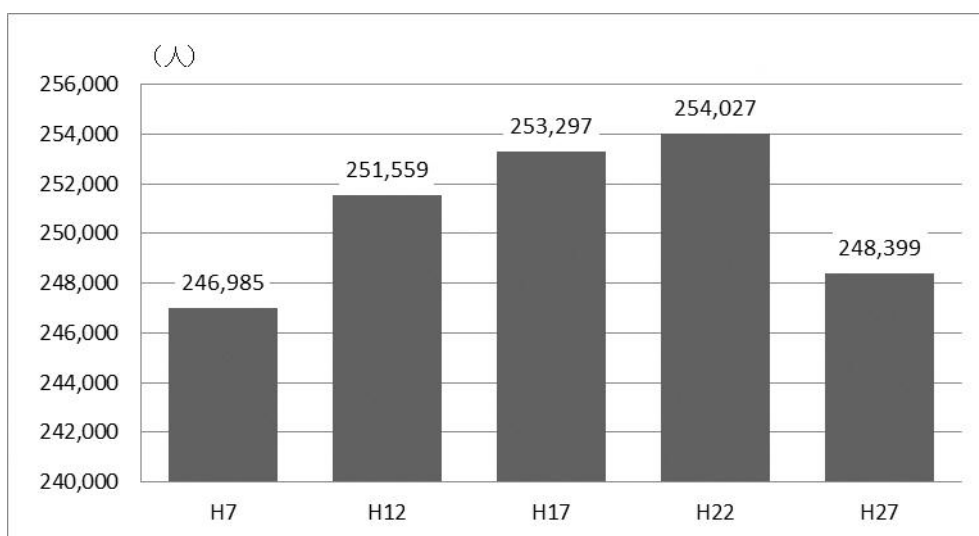
第1節 富士市の概況

※H17年以前の数値は旧富士川町を含む。

1 人口

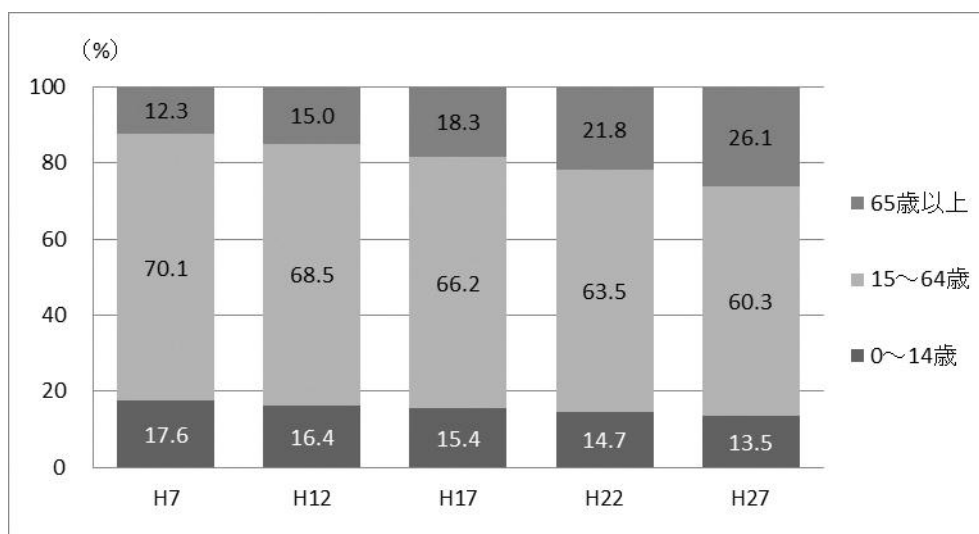
国勢調査による市の総人口は、平成22年をピークに減少に転じています。また、年齢3区分別人口割合をみると、少子高齢化が進み、平成27年の65歳以上の高齢者がおよそ4人に1人の割合となっています。

【総人口の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【年齢3区分別人口割合の推移】

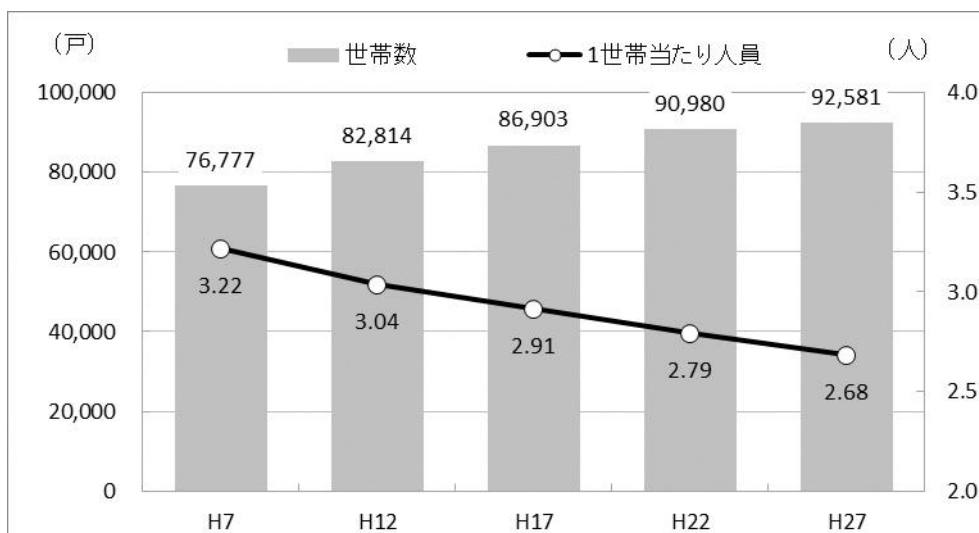


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 世帯

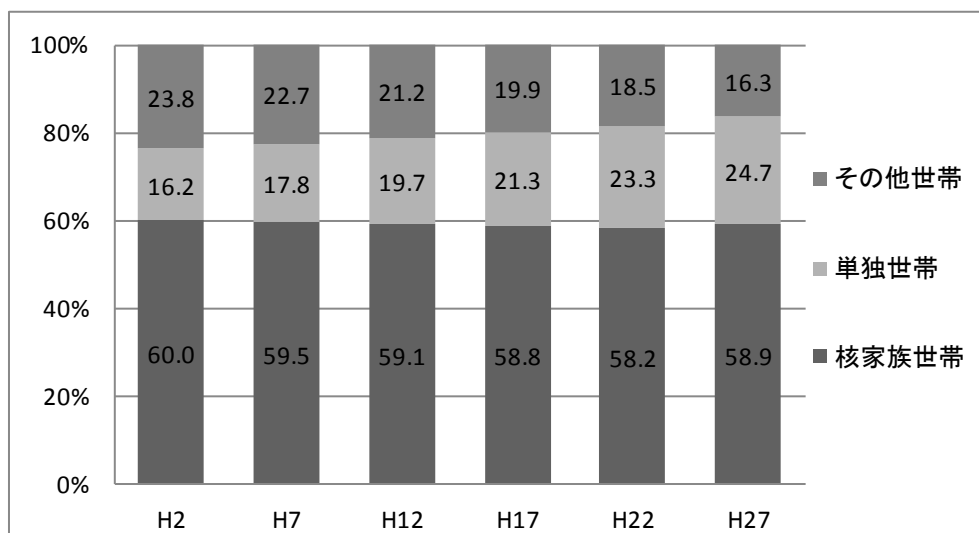
世帯数は増加傾向にある一方で、1世帯当たり人員は減少を続けています。世帯構成別割合をみると、単独世帯の割合が増加し、平成27年には約25%に達しています。

【世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【一般世帯に占める世帯構成別割合の推移】

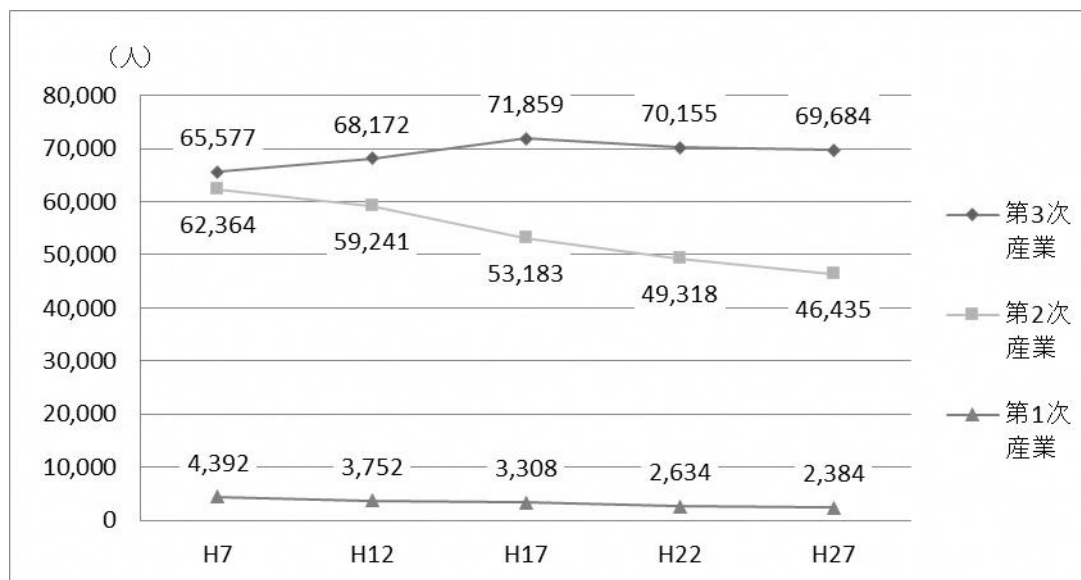


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 就業

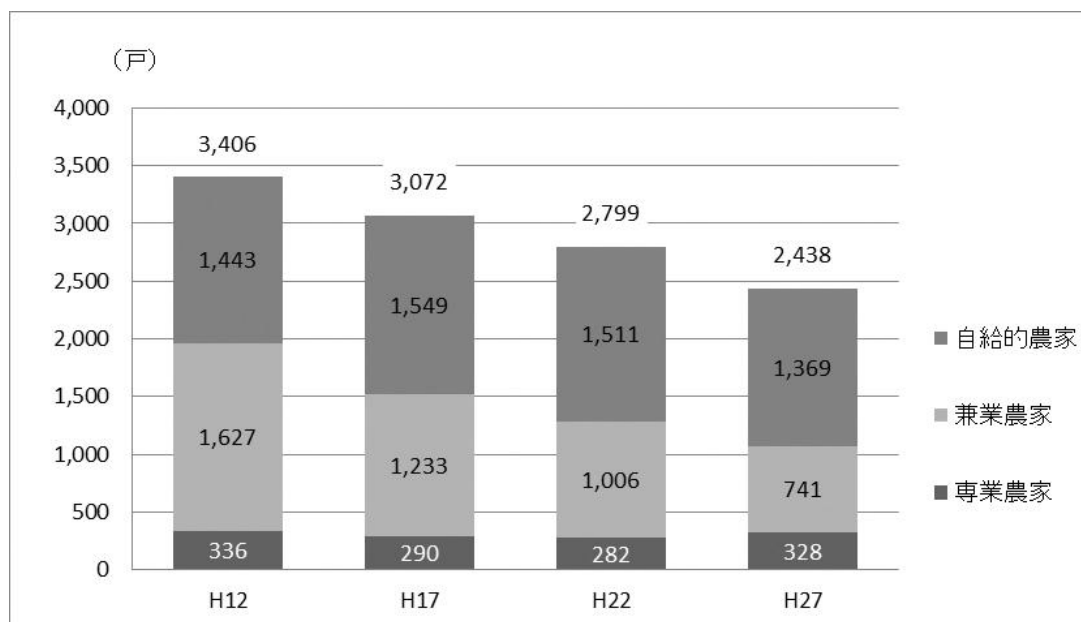
産業大分類別の就業者数は、第3次産業がほぼ横ばいに対して、第1次産業、第2次産業は大きく減少しています。農家数も、平成12年と比較して、平成27年は約7割に減少していますが、専業農家についてはやや数が回復してきています。

【産業大分類別就業者数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【専業・兼業別農家数の推移】



資料：農林業センサス

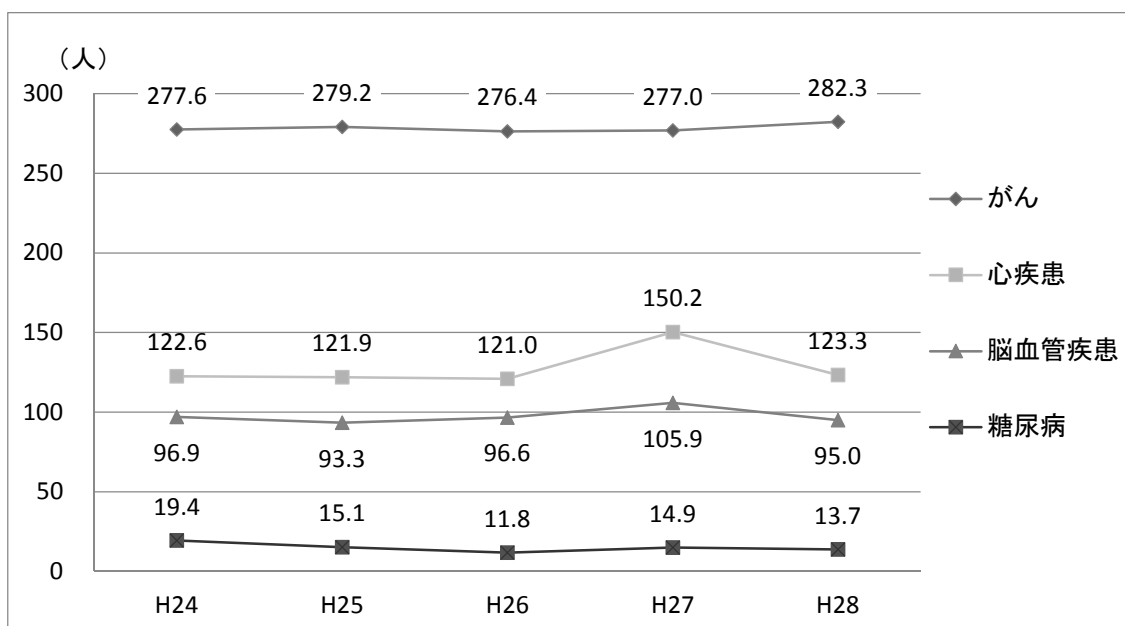
第2節 食をめぐる現状

1 大人の健康状態

(1) 生活習慣病による死亡率

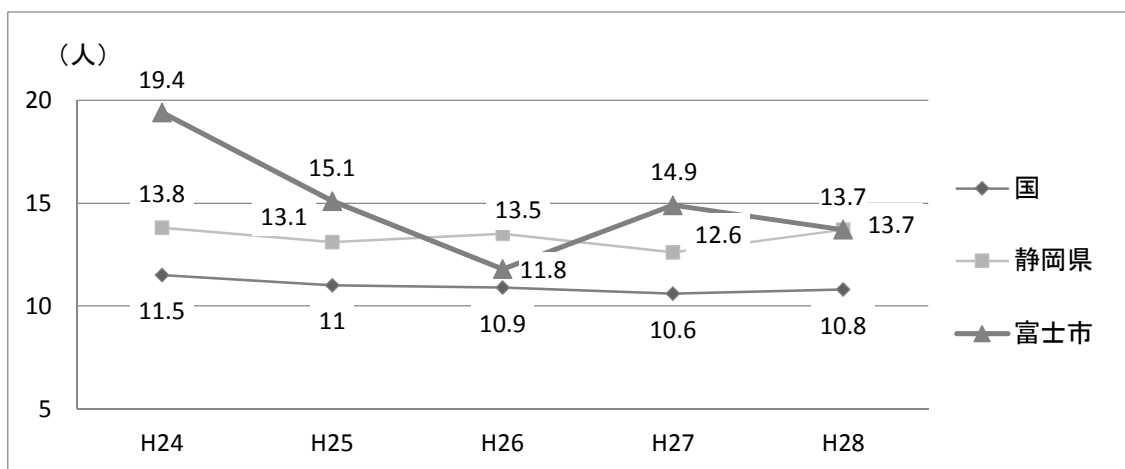
食習慣や運動習慣など日頃の生活習慣と関わりが深い主な生活習慣病の死亡率（人口 10 万人当たりの死亡数）の推移をみると、がんの割合が高く、心疾患、脳血管疾患がそれに次いでいます。中でも糖尿病については、本市は国、県を大きく上回って推移していましたが、近年は死亡率が低下し改善してきています。

【主な生活習慣病の死亡率（人口 10 万人当たりの死亡数）の推移】



資料：富士市統計書（静岡県富士健康福祉センター）人口動態統計

【糖尿病の死亡率（人口 10 万人当たりの死亡数）の比較】

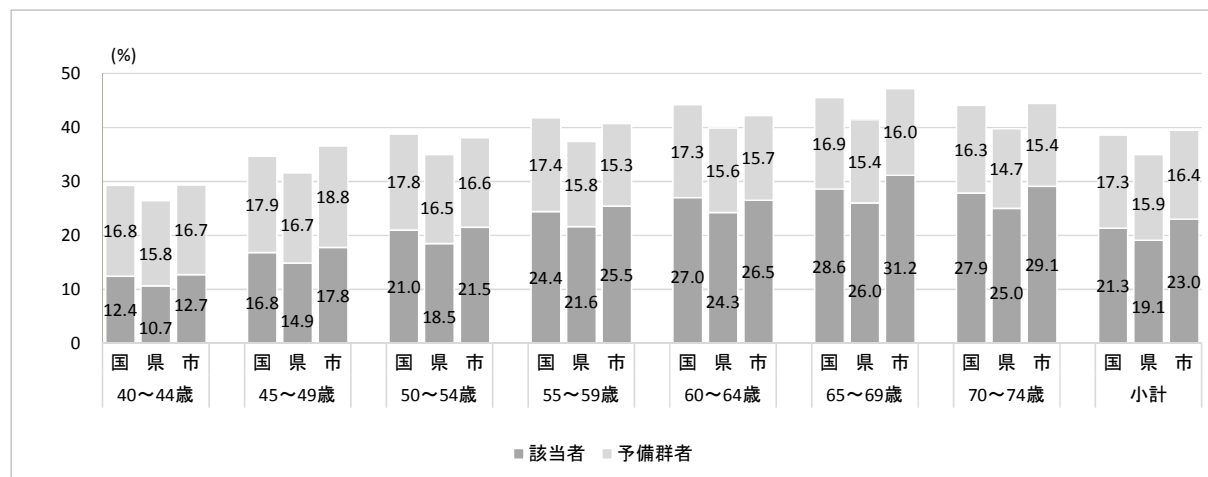


資料：富士市統計書（静岡県富士健康福祉センター）人口動態統計

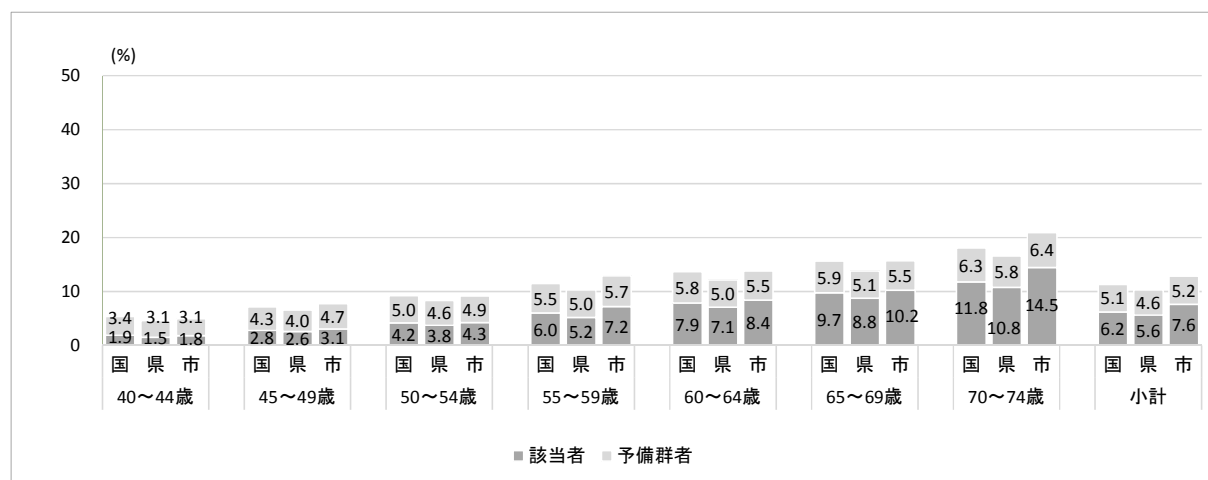
(2) 大人の肥満

平成 27 年度の特定健診の結果をみると、特定健診受診者数に対するメタボリックシンドローム※4該当者及び予備群者数の割合は、女性より男性のほうが顕著に高くなっています。また、男女ともに、60 歳代に向かって割合が高くなっており、65 歳以上になると国・県よりも高い割合になっています。

【平成 27 年度メタボリックシンドローム該当者・予備群者の割合（男性）】



【平成 27 年度メタボリックシンドローム該当者・予備群者の割合（女性）】



資料：厚生労働省「特定健康診査受診者数等の性・年齢階級・保険者種別ごとの分布（全国及び都道府県別一覧）」



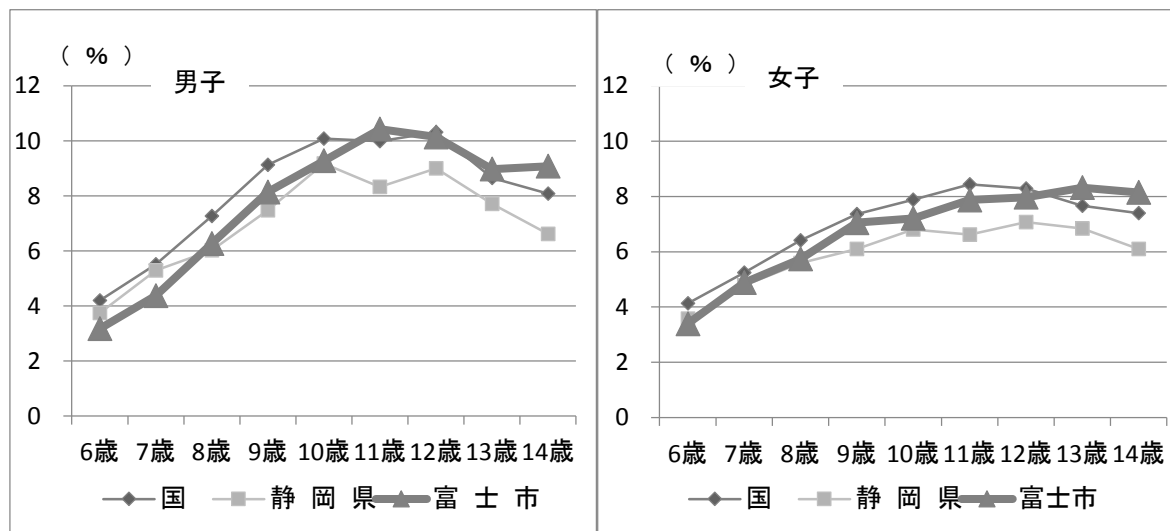
※4 日本では、ウエスト周囲径（おへその高さの腹囲）が男性 85cm 女性 90cm を超え、高血圧・高血糖・脂質代謝異常の 3 つのうち 2 つ以上当てはまるとメタボリックシンドロームと診断され、1 つ当てはまるとメタボリックシンドローム予備群者とされている。

2 子どもの健康状態・食生活

(1) 子どもの肥満

肥満傾向児※⁵の割合は、年齢が上がるにつれて増加し、男子は11歳、女子は13歳が最も高くなっています。男子は女子より高い傾向にあります。

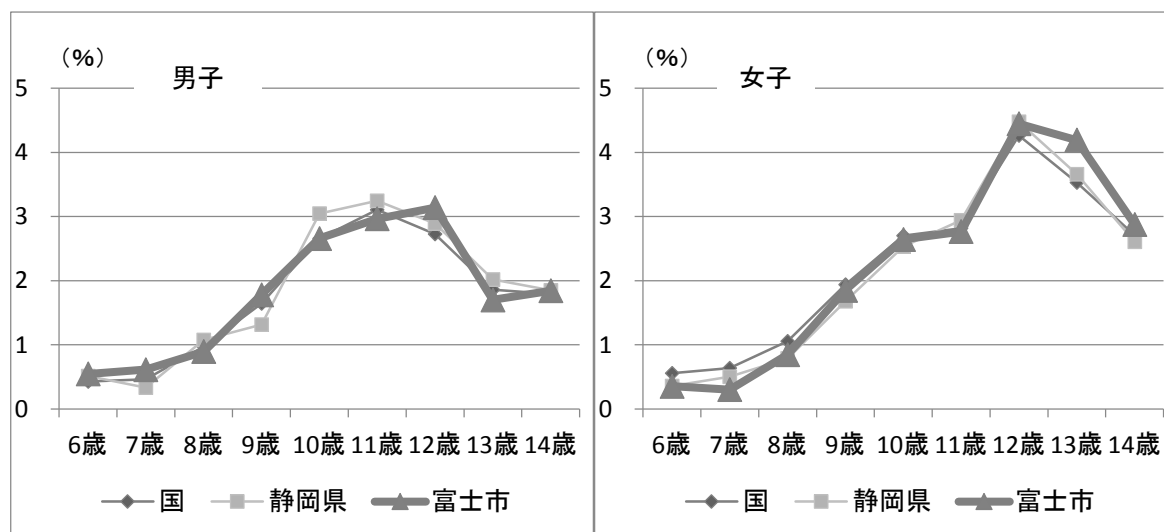
【年齢別肥満傾向児割合（H25-29 平均値）の比較】



(2) 子どもの痩身（やせ）

痩身（やせ）傾向児の割合は、年齢が上がるにつれて増加し、男女ともに、12歳が最も高くなっています。女子は男子より高い傾向にあり、また、本市は、女子の13歳での痩身傾向がやや上回っている以外は、国や県の平均とほぼ同様の傾向となっています。

【年齢別痩身傾向児割合（H25-29 平均値）の比較】



資料：学校保健統計調査、学校保健「ふじ」

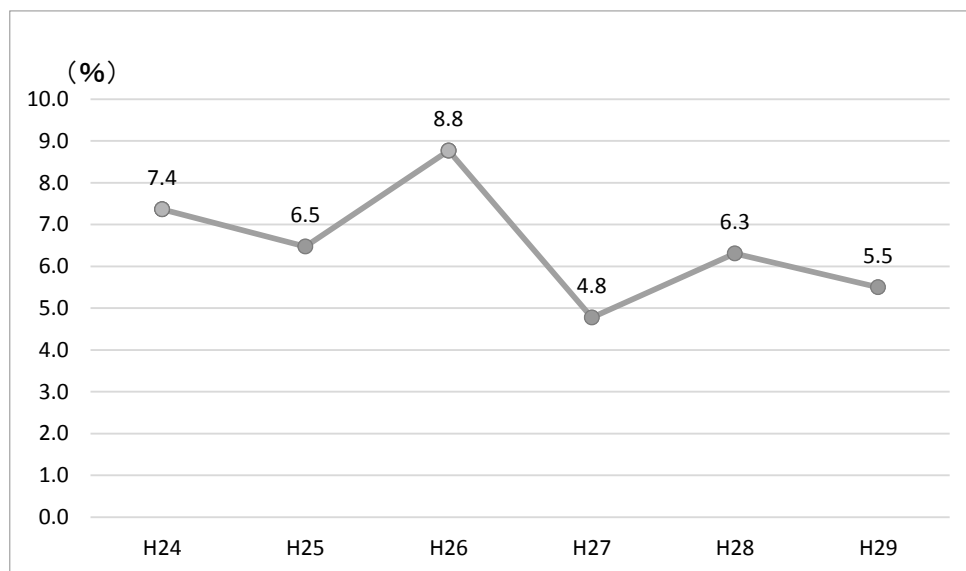
※5 村田式肥満度（村田式係数を使って村田式標準体重を求め、その数値によって算出された肥満度をいう。）により算出し、20%以上を肥満傾向、-20%未満を痩身傾向と判定したもの。

肥満度＝（体重－標準体重）÷標準体重×100

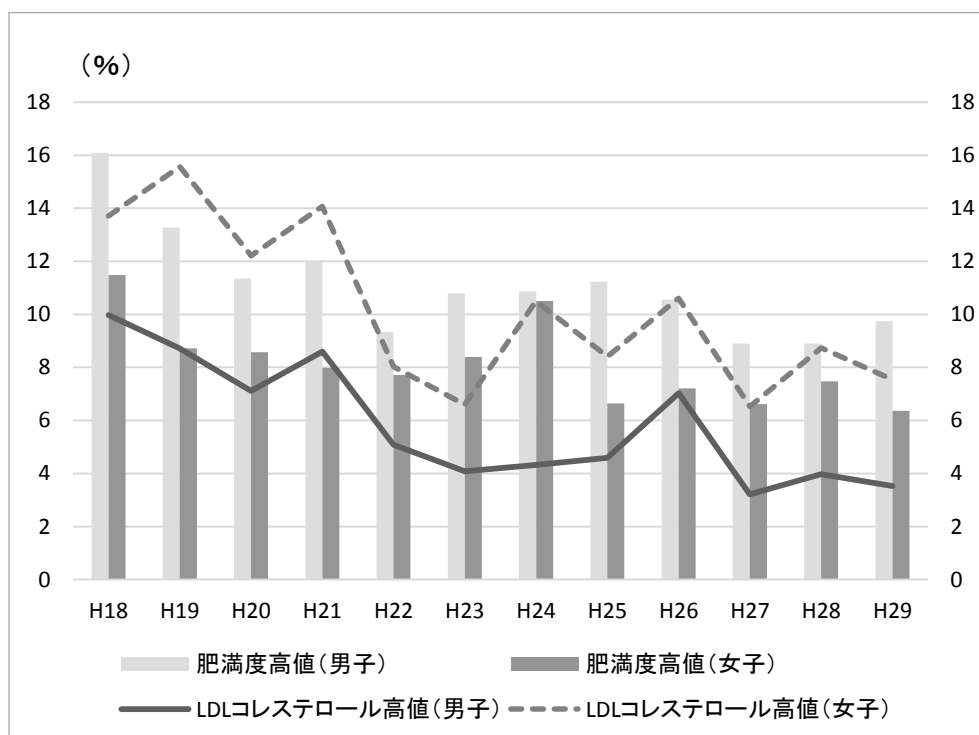
(3) 子どもの生活習慣病

中学1年生で実施される小児生活習慣病予防検診の結果をみると、動脈硬化を促進させるLDL コレステロール※6が高値である生徒の割合は、ここ10年では肥満度高値の割合とともに減少傾向にあります。また、LDL コレステロール高値の割合は女子が男子を上回る傾向がみられます。

【LDL コレステロール高値（男女合計）の割合】



【肥満傾向児と LDL コレステロール高値の割合の推移】



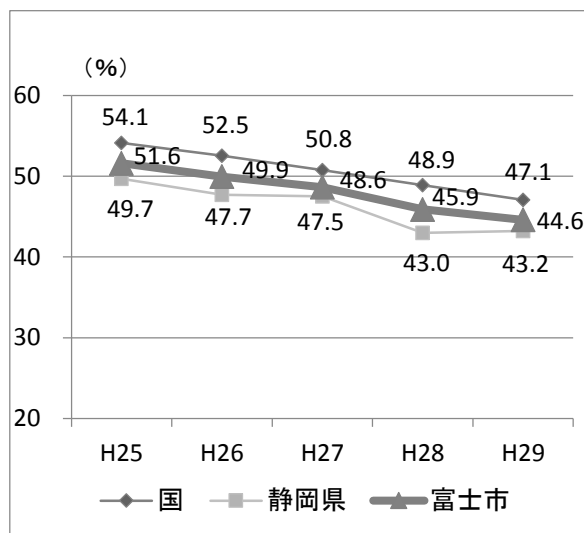
資料：学校保健「ふじ」（小児生活習慣病予防検診結果）

※6 LDL（低比重リポタンパク質）に包まれたコレステロール。肝臓で合成されたコレステロールを末梢組織へ輸送する働きをする。血中濃度が高いと動脈硬化の発生率が増加することから、悪玉コレステロールともよばれる。

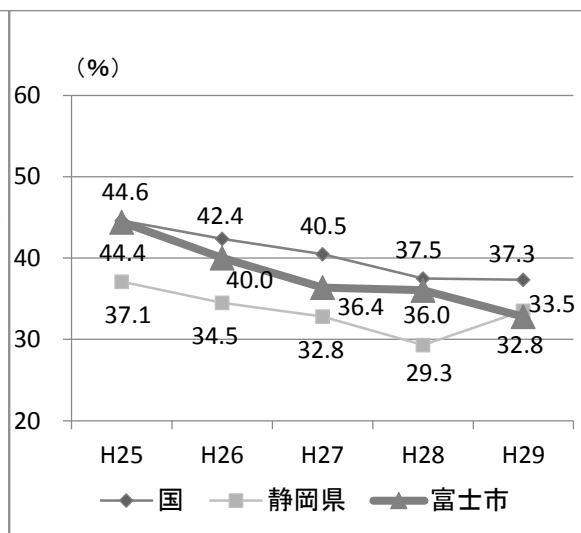
(4) 子どもの歯の健康

むし歯のある子どもの割合は、小学生、中学生ともに減少傾向にあります。県平均を上回る傾向にあります。

【むし歯罹患率：小学生】



【むし歯罹患率：中学生】

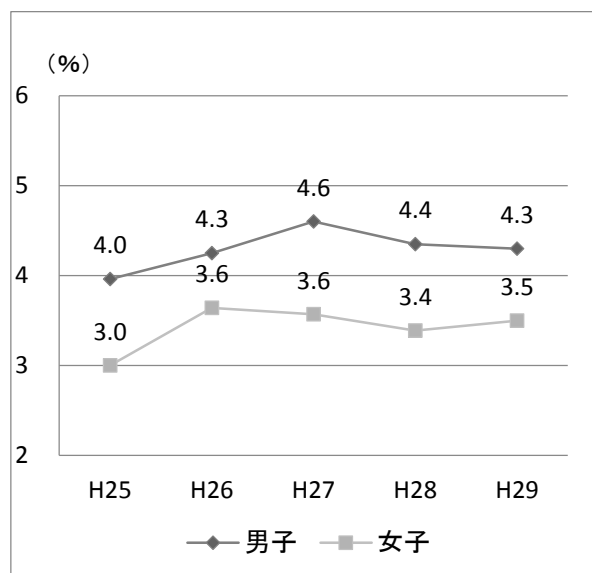


資料：学校保健統計調査、学校保健「ふじ」

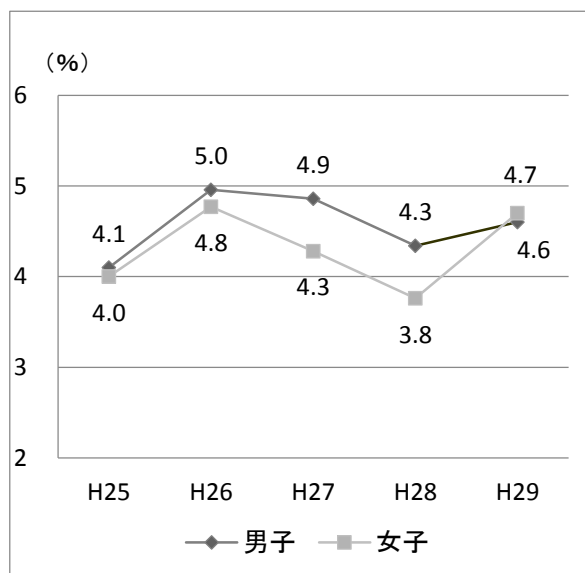
(5) 食物アレルギー※7

食物アレルギーを有する子どもの割合は、ほぼ男子が4～5%、女子が3～5%の間で、ほぼ男子が女子を上回って推移しています。

【食物アレルギー有症率：小学生】



【食物アレルギー有症率：中学生】



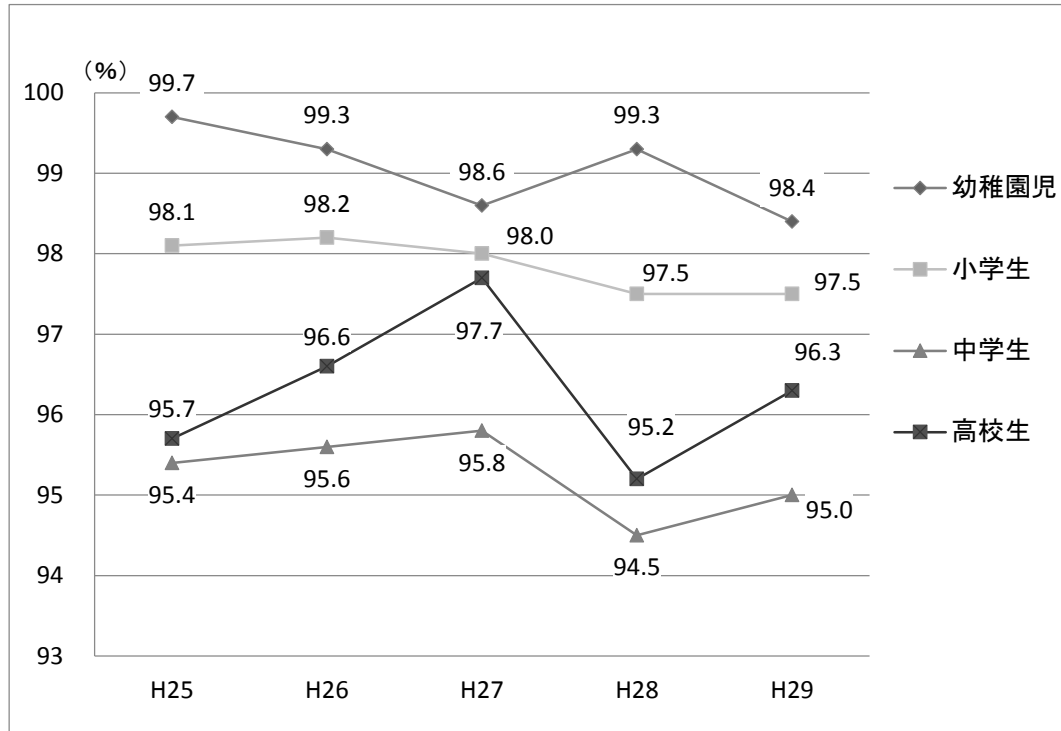
資料：学校保健「ふじ」

※7 食物によって免疫反応が過剰に反応して引き起こされる症状（皮膚、粘膜、消化器、呼吸器、アナフィラキシー反応など）。

（６）朝食摂取状況

朝食摂取状況は、幼稚園児と小学生でほぼ 98%以上、中学生や高校生になると 96%前後で推移しています。小学生の摂取状況が低下傾向にあり、中学生の摂取状況が最も低くなっていますが、平成 28 年は中学生、高校生で大きく低下しています。

【富士市における朝食摂取状況】

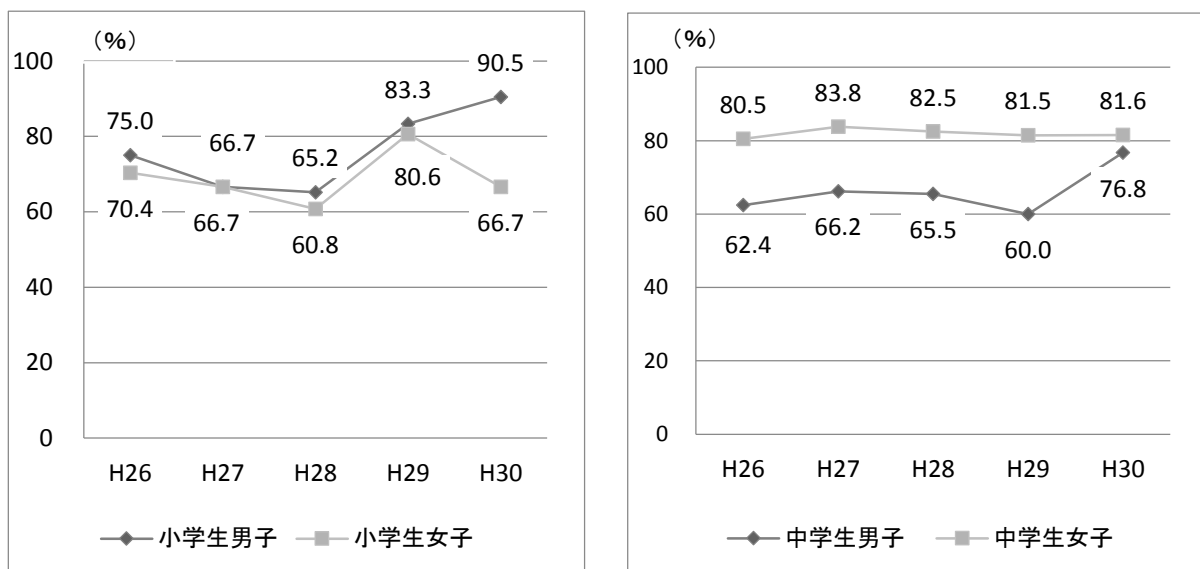


資料：静岡県朝食摂取状況調査

（７）食塩の摂取状況

食塩の摂取量が望ましい値を超えている小中学生の割合は、60%以上の割合で推移しており、食塩の摂取量を減らす取組が必要です。

【食塩の摂取量が望ましい値を超えている小中学生】

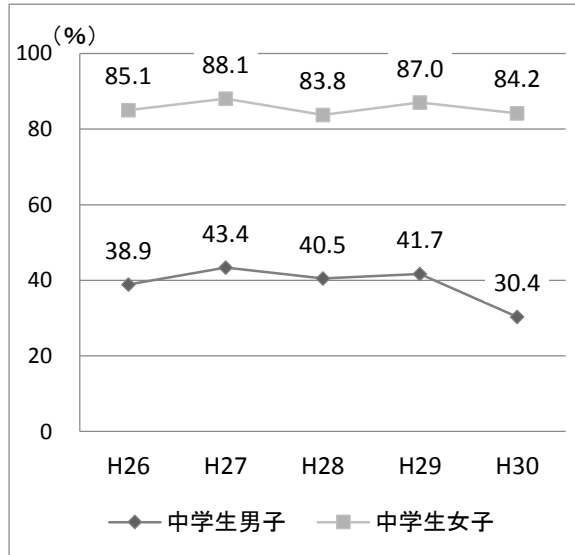
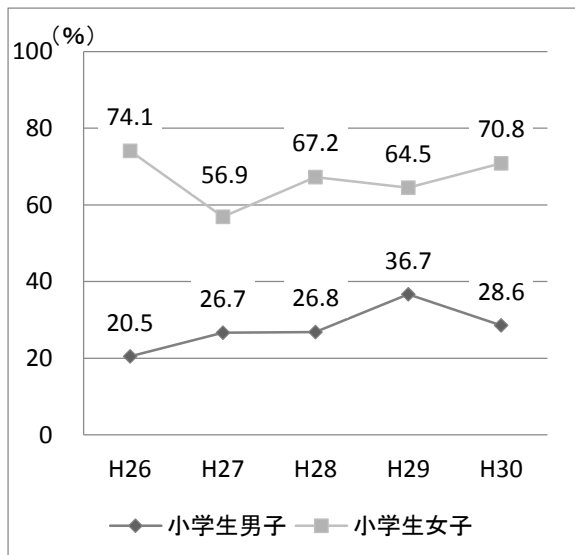


資料：富士市小中学生栄養調査

(8) 鉄の摂取状況

鉄の摂取量が望ましい値に満たない児童・生徒の割合は、小中学生ともに女子が男子を大きく上回って推移しています。また、小学生より中学生で、割合が高くなっています。

【鉄の摂取量が望ましい値に満たない小中学生】

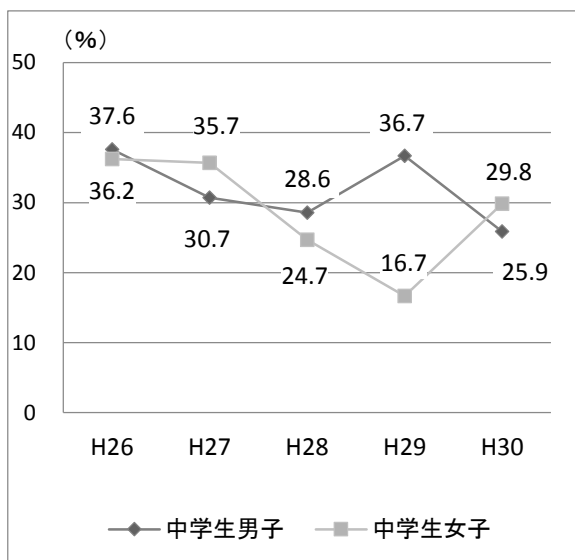
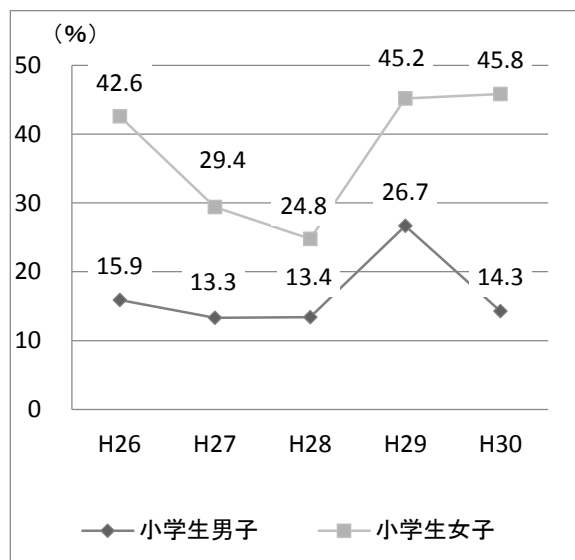


資料：富士市小中学生栄養調査

(9) カルシウムの摂取状況

カルシウムの摂取量が望ましい値に満たない児童・生徒の割合は、小学生男子で10%台と低い以外は、小学生女子、中学生男女とも概ね20~30%台となっています。

【カルシウムの摂取量が望ましい値に満たない小中学生】



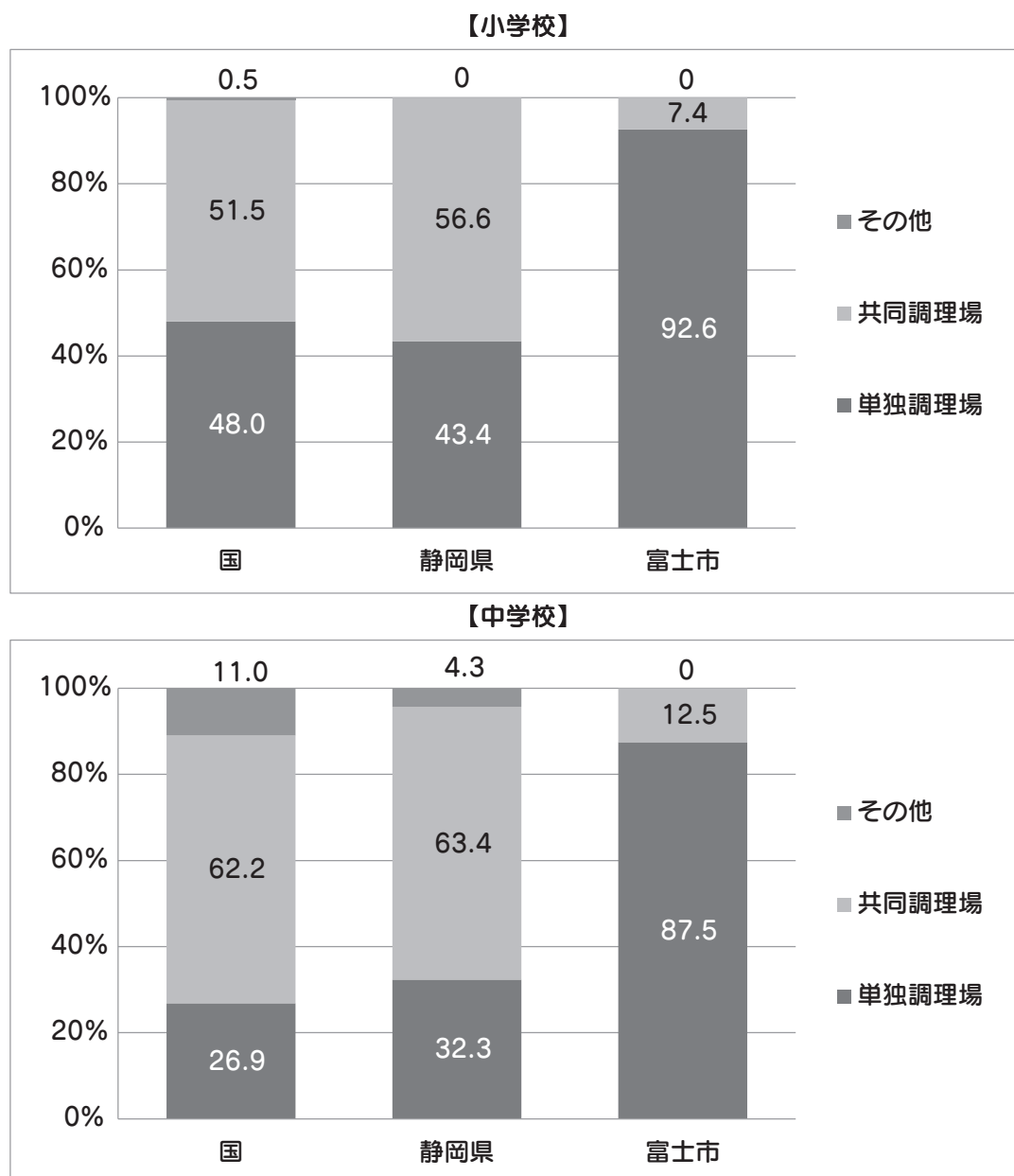
資料：富士市小中学生栄養調査



3 学校給食

(1) 調理方式別完全給食実施割合

完全給食の調理方式について、公立小学校・中学校の比率でみると、本市は単独調理方式の割合がおよそ9割と、小学校（25校／27校）、中学校（14校／16校）ともに非常に高くなっています。



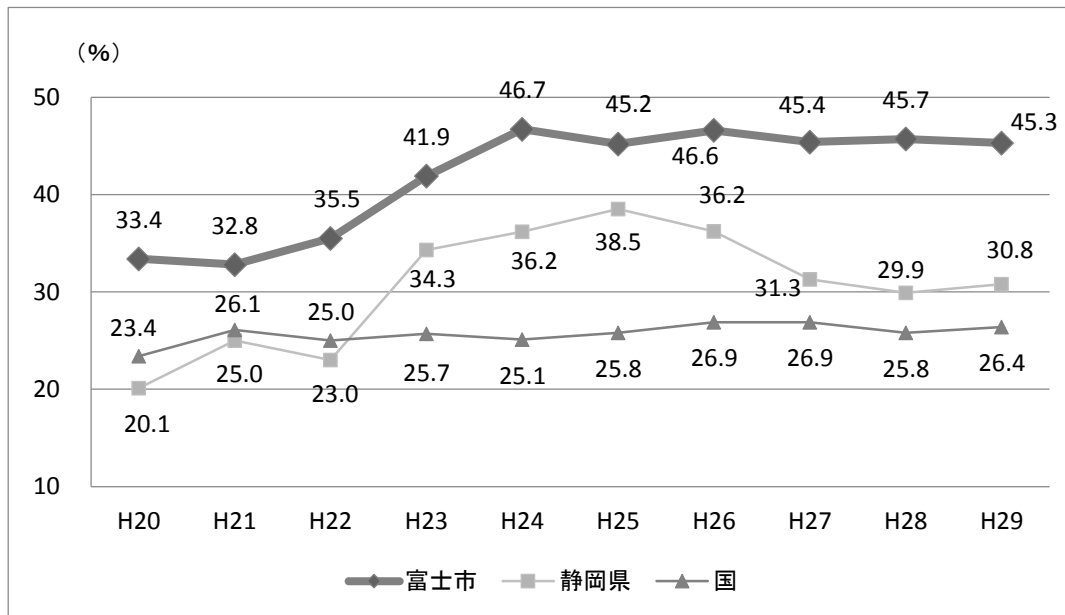
資料：平成 28 年度学校給食実施状況調査



(2) 県内産物使用割合

本市の学校給食において県内産物を使用する割合は、国平均、県平均を大きく上回って推移しています。

【学校給食における県内産物使用割合】



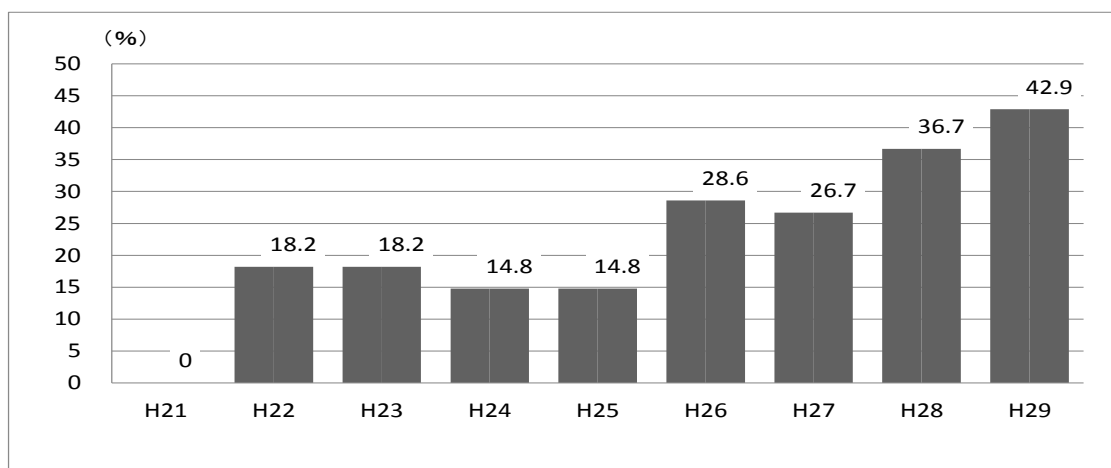
資料：学校給食栄養報告調査（富士市：市内公立小中学校地場産物平均使用割合）

(3) 栄養教諭※8の配置

学校における食育推進の重要な役割を担う栄養教諭は、平成 17 年度から配置が開始されており、本市では平成 22 年度から小学校に 2 名、中学校に 2 名が配置されています。

平成 29 年度現在、本市では小中学校で合わせて 12 名が配置され、学校栄養職員※9に占める栄養教諭の割合も、顕著に高くなっています。

【富士市の学校栄養職員に占める栄養教諭の割合】



資料：学校基本調査

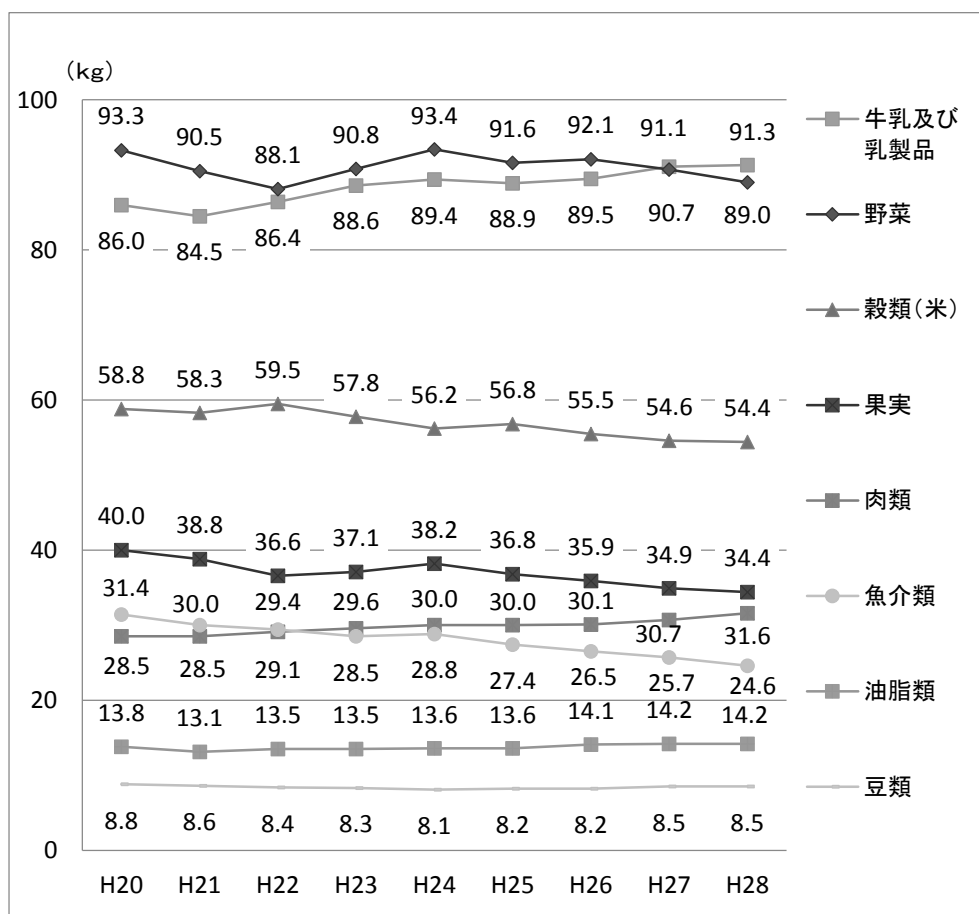
※8 栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員。学校における食育の推進役として新たに設けられた。

※9 学校給食の栄養に関する専門的事項を主たる職務内容とする職員。

4 食料消費の動向

国民1人当たりの年間供給純食料の推移をみると、第1位の増加傾向にある牛乳及び乳製品は平成28年に第1位となり、第2位の野菜は減少傾向にあります。次いで量の多い穀類（米）が減少傾向にあり、果実の減少幅も大きくなっています。その他、魚介類が減少している一方で肉類が増加しています。

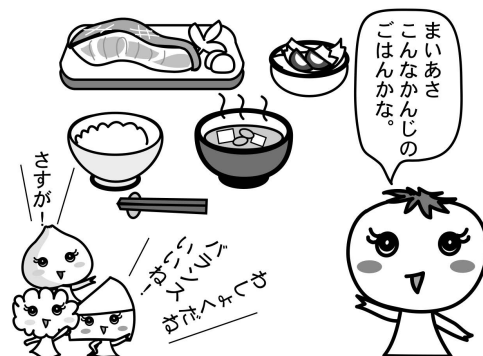
【国民1人当たりの年間供給純食料】



資料：農林水産省「食料需給表」

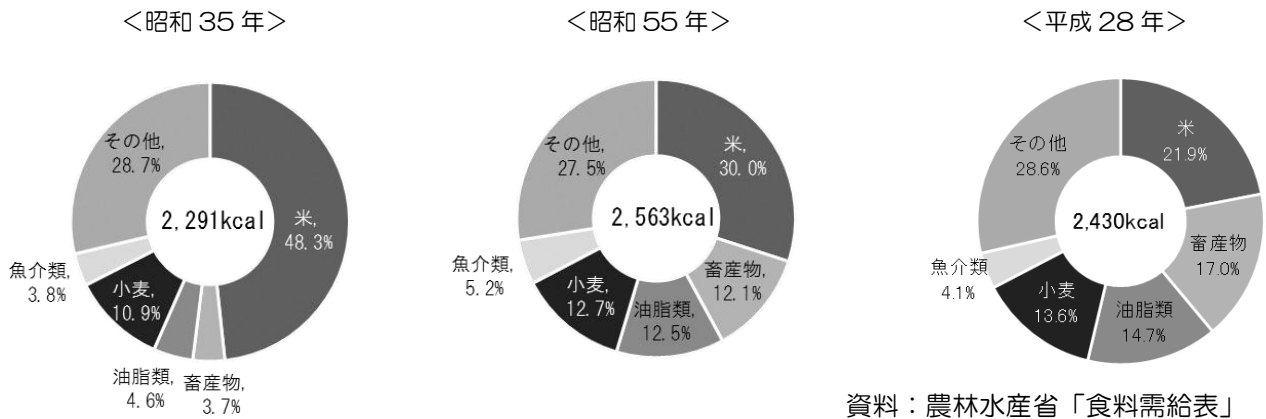
国民1人1日当たりの供給熱量の構成の推移をみると、米の割合が減少し、畜産物・油脂類の割合が増加しています。

昭和50年頃には、それ以前の、米を中心にして大豆、野菜、魚を組み合わせる食事パターンに、畜産物や油脂類、果物の消費が増したことで、バランスのとれた健康的で豊かな「日本型食生活※10」が実現しました。



※10 ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わったバランスのとれた食事。昭和50年代頃の食生活。

【国民 1 人 1 日当たりの供給熱量の構成の推移】



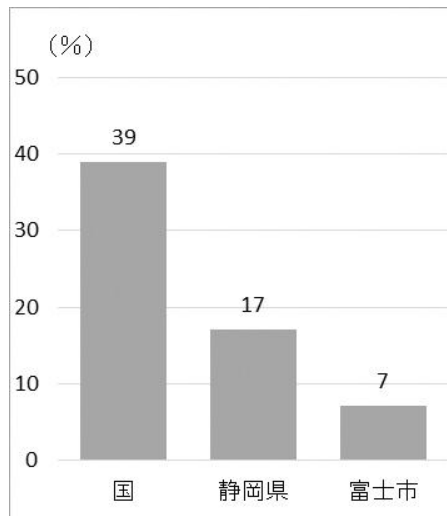
資料：農林水産省「食料需給表」

5 食料自給率^{※11}

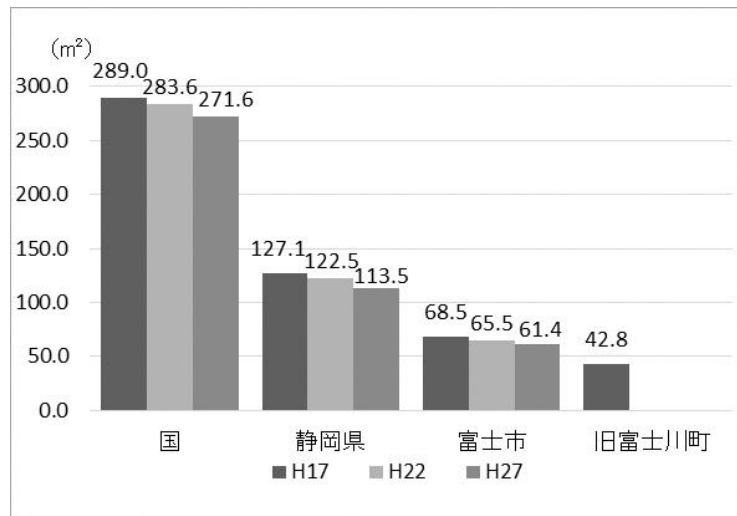
食料自給率をカロリーベース^{※12}で見ると、全国は 39%、静岡県は 17%であるのに対し、本市は基幹農作物がカロリーのないお茶であることから、7%と極めて低い状況にあります。

1 人当たりの経営耕地面積については、過去 10 年で全国的に減少しており、本市は国・県と比べ低い値になっています。

【食料自給率（カロリーベース）】



【1 人当たりの経営耕地面積の推移】



資料：【食料自給率（カロリーベース）】農林水産省「平成 27 年度（概算値）、平成 26 年度（確定値）の都道府県別食料自給率」※富士市の食料自給率（カロリーベース）については平成 26 年度の推定

【一人当たりの経営耕地面積の推移】農林業センサス、統計局人口統計、富士市の人口統計。

※11 国内で消費される食料のうち、どの程度が国内産で賄われているかを表す指標。

※12 カロリーベースの食料自給率は、国民に供給されている食料の全熱量合計のうち、国産で賄われた熱量の割合を示したものの。

第3節 市民の食に関する意識

1 調査の実施概要

「食育」について、市民の意識・評価・要望などを把握することを目的として、無作為に抽出した 18 歳以上 80 歳未満の市民 3,000 人を対象に世論調査を実施しました。

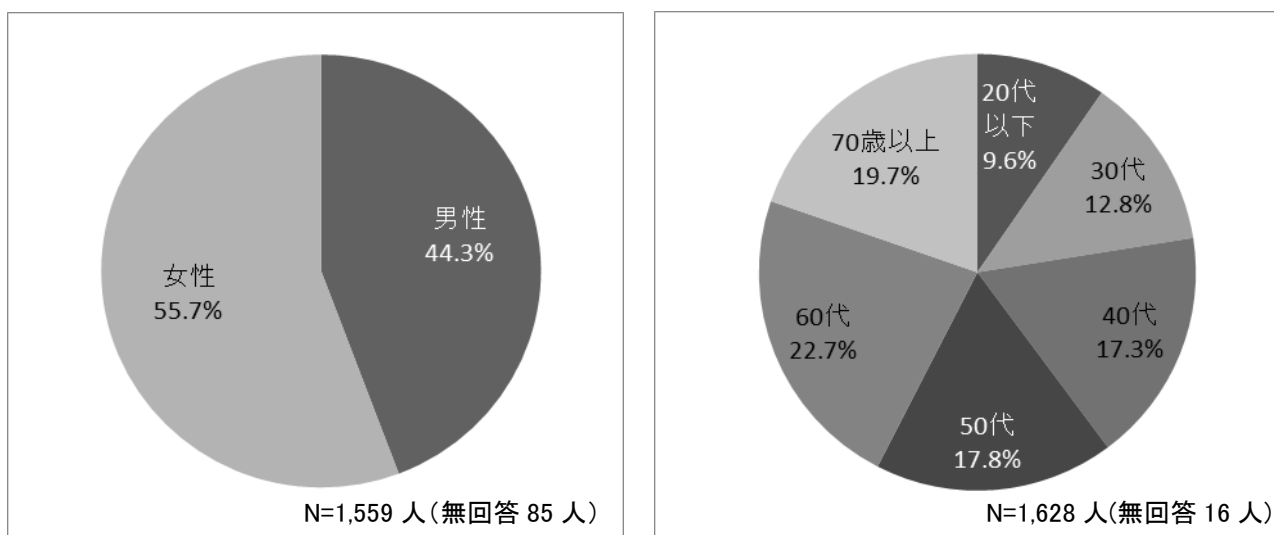
【調査概要】

調査地域	富士市全域
調査期間	平成 29 年 6 月 12 日～7 月 11 日
調査対象	富士市在住の満 18 歳以上 80 歳未満の男女
標本数	3,000 人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送調査
有効回収数	1,644 人（無回答と 20 歳未満を除いた有効回収数＝1,613 人）
有効回収率	54.8%

※計画の策定に当たり、過去の結果と比較するため、22～28 ページの集計結果には、無回答を除いた 20 歳以上のデータを使用しています。

2 回答者の属性

回答者 1,644 人について、性・年代別の構成は次のとおりとなっています。

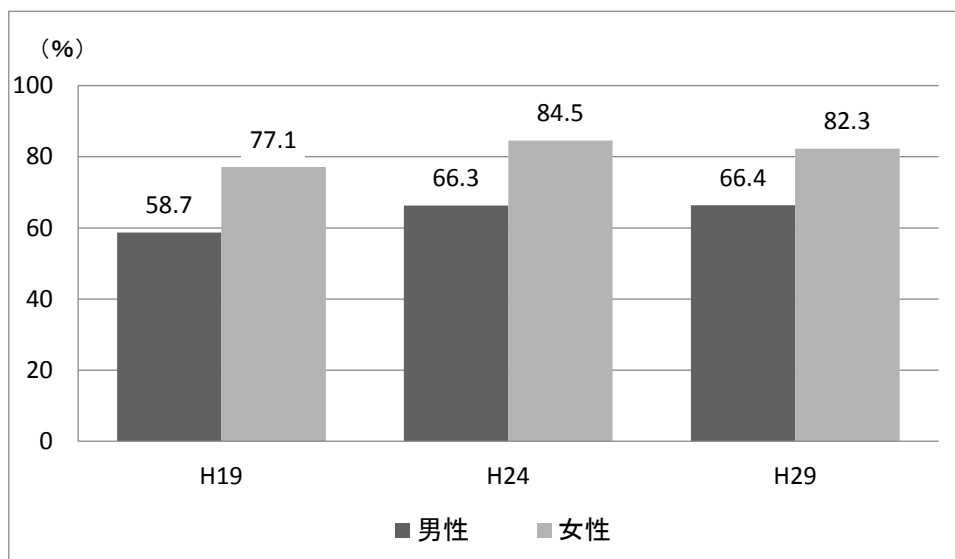


3 食育への関心・実践の状況

(1) 食育の関心度

食育に関心がある市民の割合をみると、平成 29 年は女性が 8 割、男性が 6 割を超え、平成 19 年と比べると高い割合になっています。

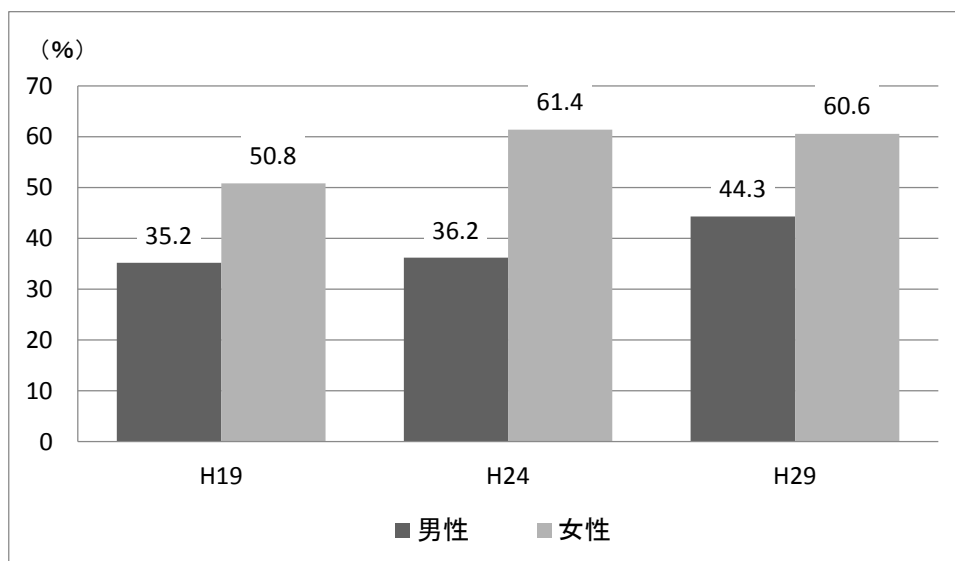
【食育に関心がある市民の割合】



(2) 食育の実践^{※13}度

食育を実践している市民の割合は、平成 24 年・29 年には女性が 6 割以上、男性は平成 29 年には 4 割を超えています。

【食育を実践している市民の割合】



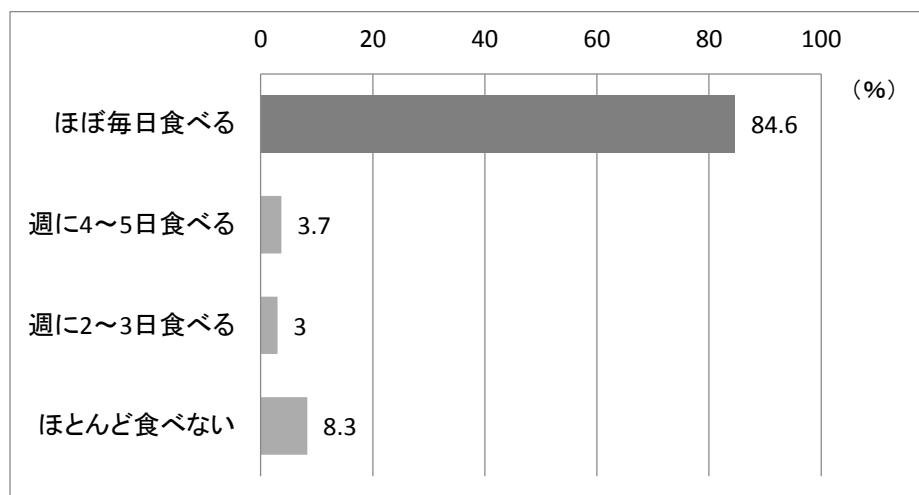
※13 正しい食習慣や栄養バランスのよい食生活の実践、歯と口の健康維持、家族や仲間と楽しく食べる習慣、食事作法の習得、調理体験や農業体験などの食育体験活動など。

4 朝食の摂取状況

(1) 朝食の摂取頻度

朝食の摂取については、「ほぼ毎日食べる」が8割以上に及んでいます、1割弱が「ほとんど食べない」となっています。

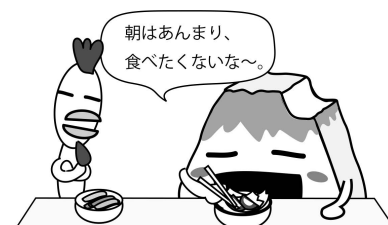
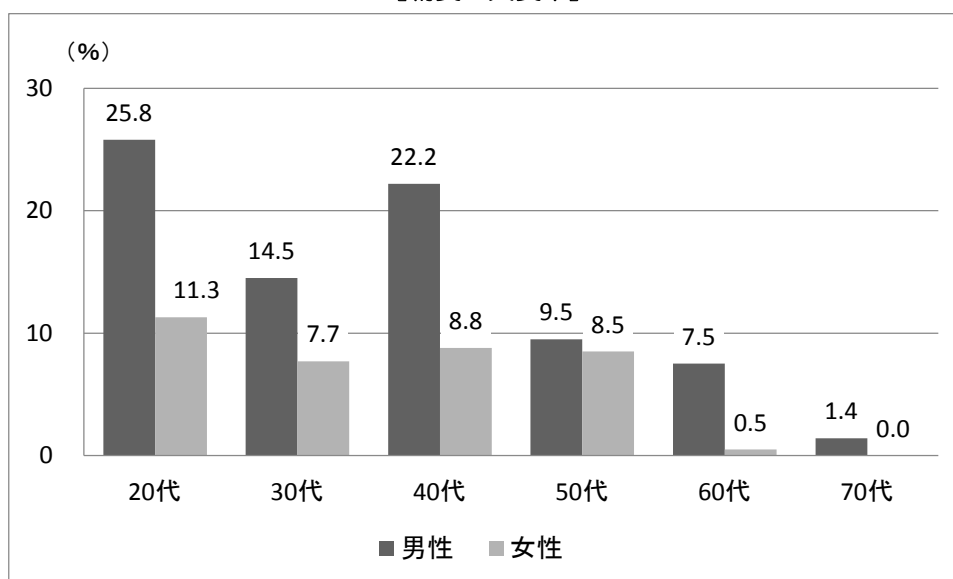
【朝食の摂取頻度】



(2) 朝食欠食率

朝食を「ほとんど食べない」と回答した人を、男女別・年齢別にみると、20代及び40代の男性が2割を超えて特に高くなっています。

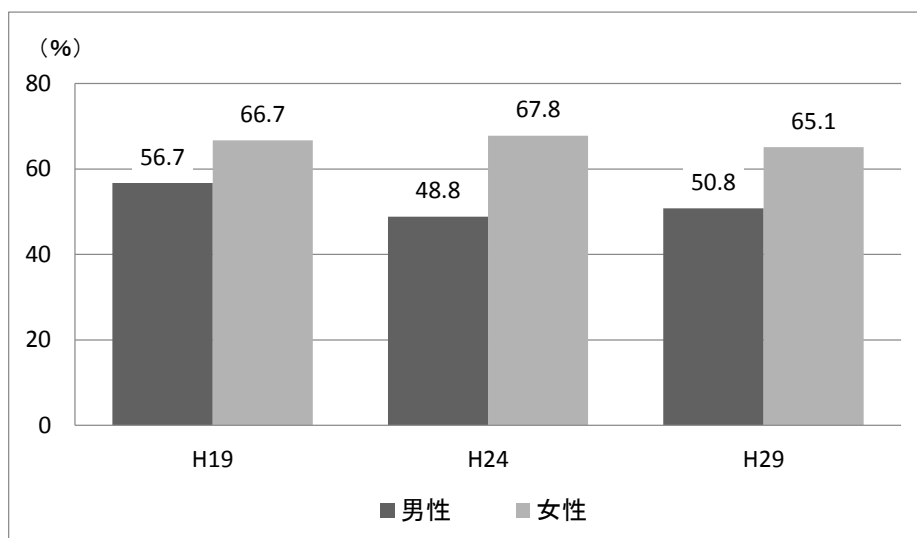
【朝食の欠食率】



5 日本独自の食生活※14の実践

日本独自の食生活を実践している市民の割合は、女性は6割半ばでほぼ横ばい、男性は平成24年に低下して約5割となっています。

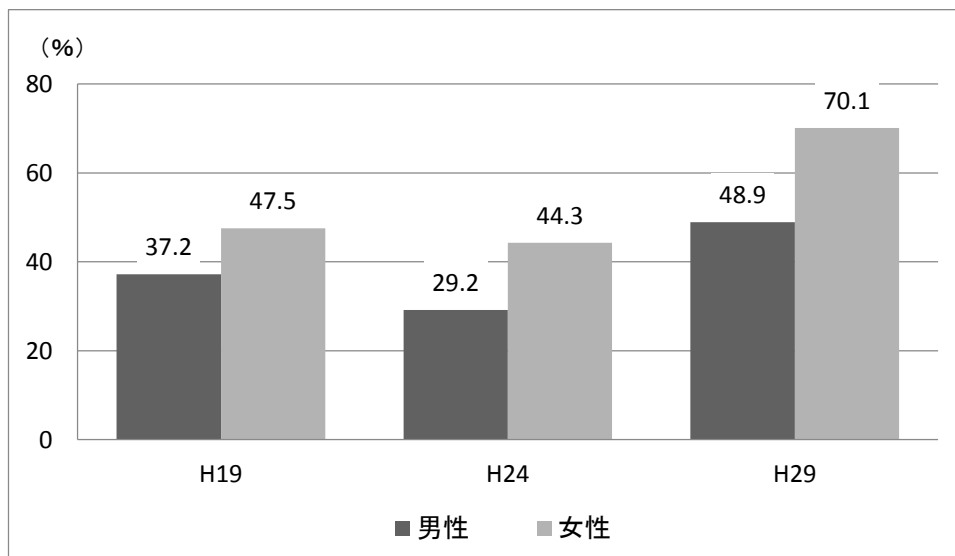
【日本独自の食生活を実践している市民の割合】



6 食を通じたコミュニケーションの充実

食を通じた家族や友人とのコミュニケーションを充実させている市民の割合は、平成29年に大きく伸びており、女性は約7割、男性は約5割に達しています。

【食を通じてコミュニケーションを充実させている市民の割合】

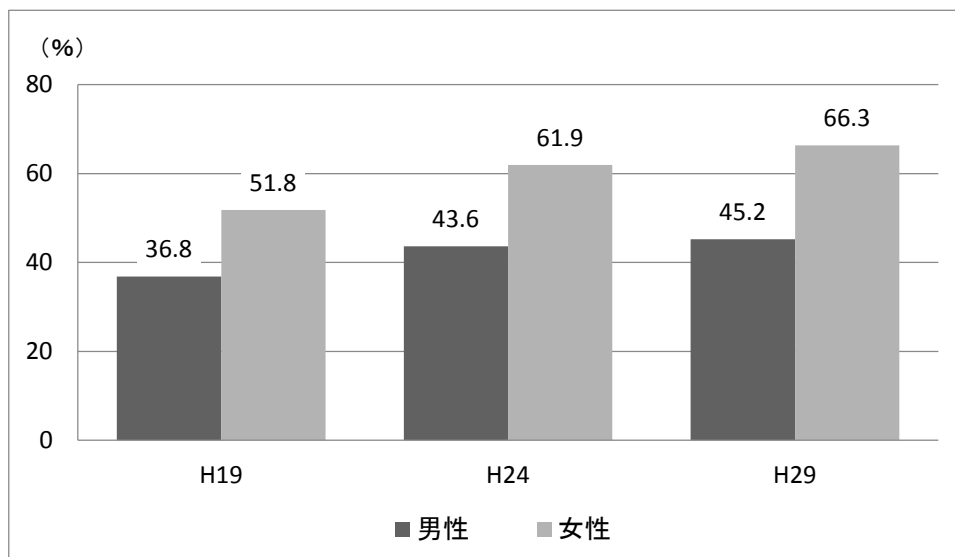


※14 米を中心として水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成されたもの。

7 食事の作法

食事の作法に気をつけている市民の割合は、男女ともに平成 29 年にかけて上昇しており、女性は6割代の後半、男性は4割半ばとなっています。

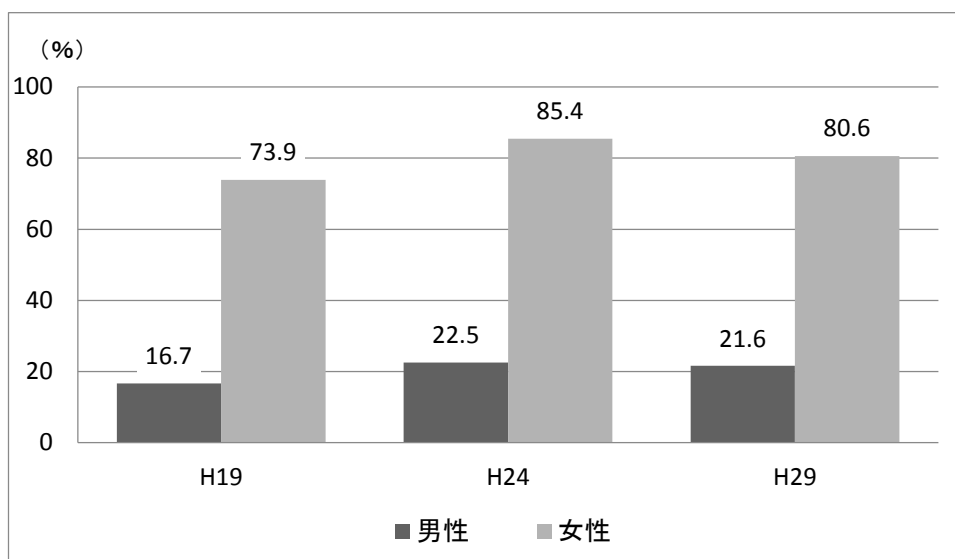
【食事に関する作法に気をつけている市民の割合】



8 料理の実践

みずから調理に取り組んでいる市民の割合は、平成 24 年調査時が男女とも最も高く、平成 29 年は女性で約8割、男性で約2割となっています。

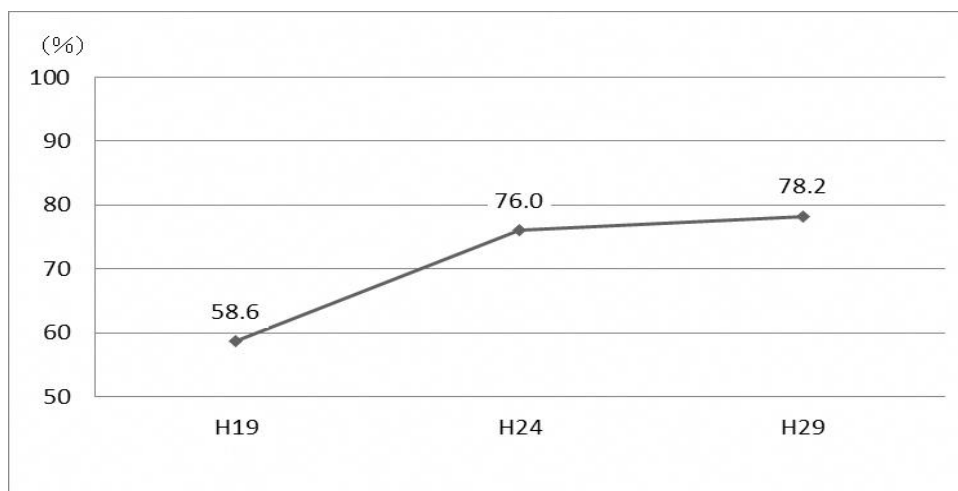
【みずから調理に取り組んでいる市民の割合】



9 地産地消^{※15}についての意識

地産地消を意識している市民の割合は、平成 24 年に大きく上昇し、平成 29 年では約 8 割となっています。

【地産地消を意識している市民の割合】

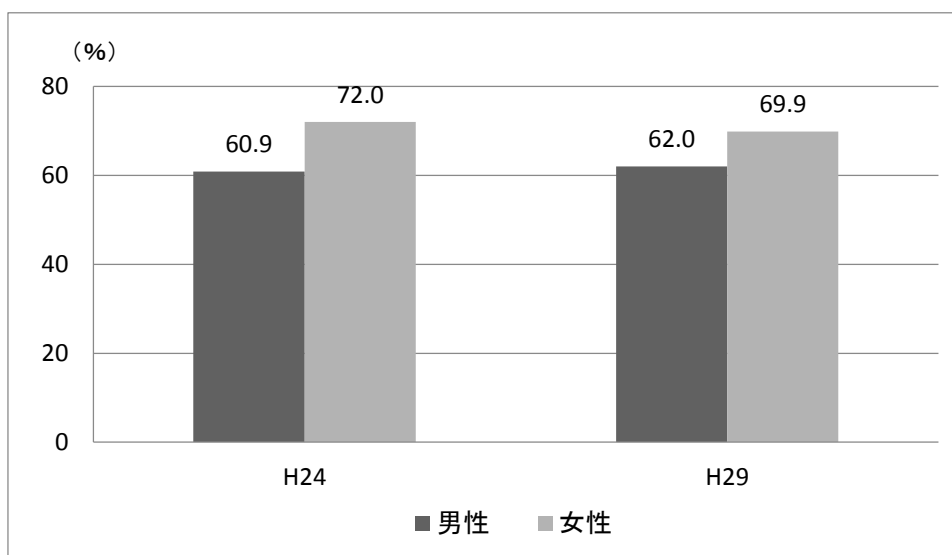


資料：H19 公共サービスのあり方に関する市民アンケート
H24 食育に関するアンケート調査

10 家庭での行事食^{※16}

家庭で行事食を取り入れている市民の割合は、平成 24 年・29 年でほぼ変わらない割合となっています。

【家庭での行事食を取り入れている市民の割合】



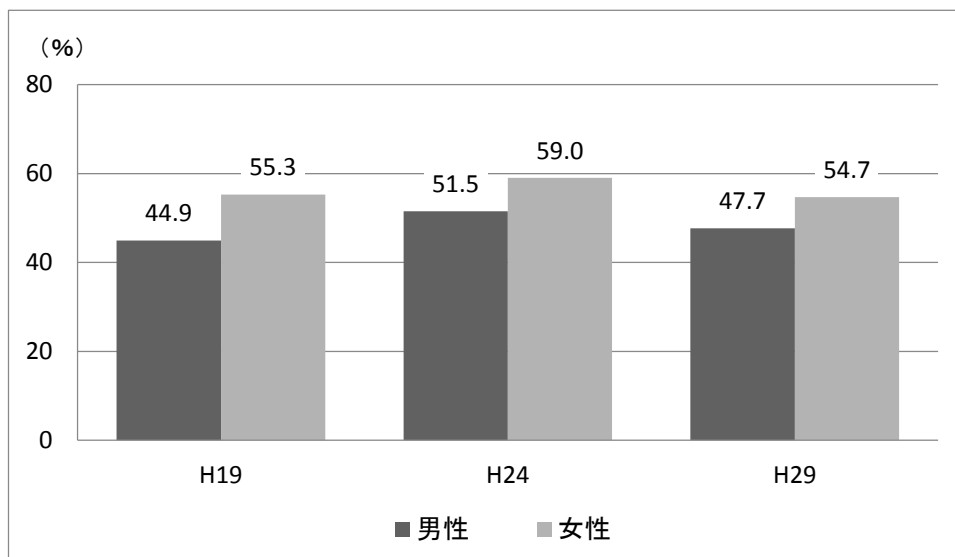
※15 地域で生産されたものを、その地域で消費すること。また、生産者、消費者双方が互いに農や食に対する理解を深め、一緒に農を支えていく取組。

※16 季節ごとの行事やお祝いの日食べる特別な料理。

11 農業体験

過去3年間に農業体験のある市民の割合は、平成24年調査時が男女とも最も高く、平成29年は女性が5割半ば、男性は4割台の後半となっています。

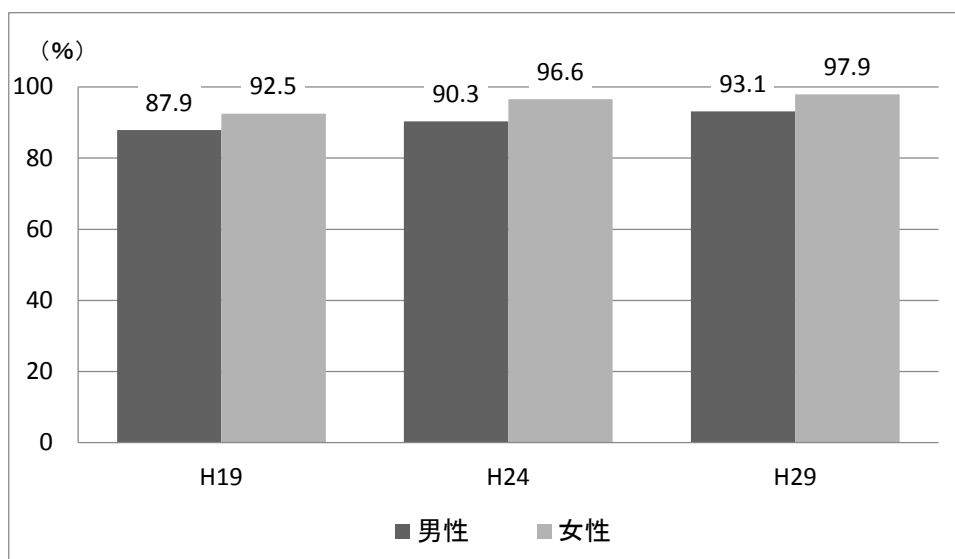
【過去3年間に農業体験をしたことのある市民の割合】



12 食べ残し・廃棄対策

食べ残しや廃棄を減らすために気をつけている市民の割合は、平成19年から平成29年にかけて一貫して上昇しており、女性が10割に近く、男性も9割を超えています。

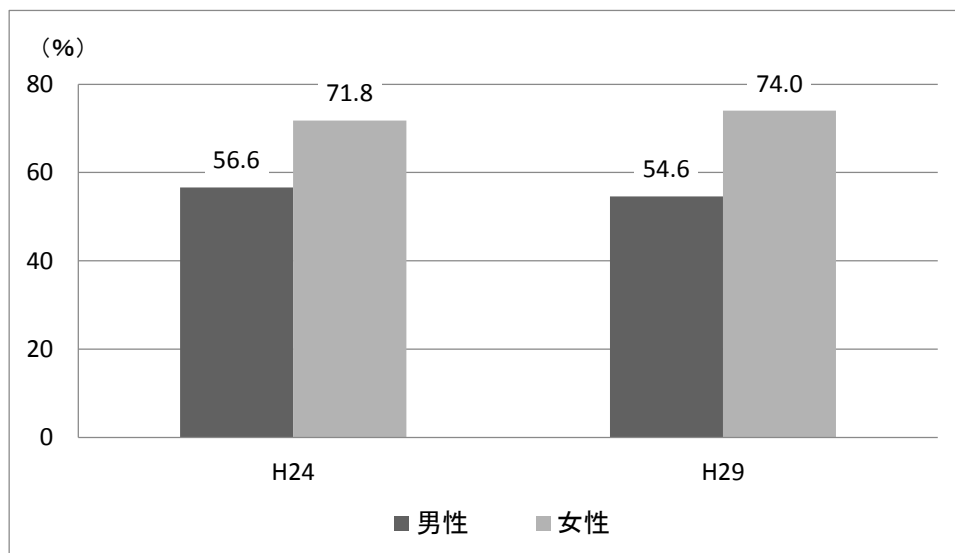
【食べ残しや廃棄を減らすために気をつけている市民の割合】



13 食の安全性に関する基礎知識

食品の安全性に関する基礎的知識を持っている市民の割合は、平成 29 年で女性が7割半ば、男性が5割半ばとなっています。

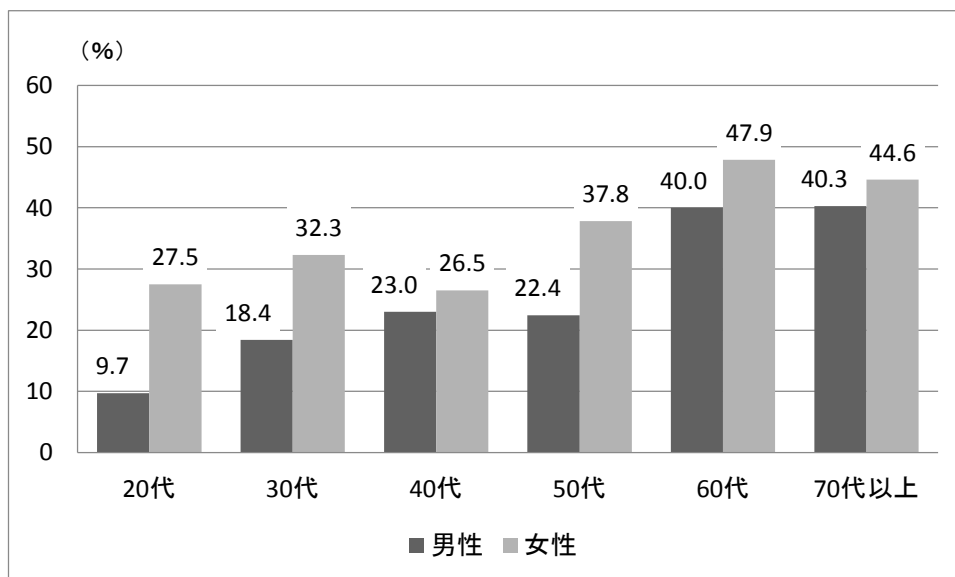
【食品の安全性に関する基礎的知識を持っている市民の割合】



14 定期的な歯の健診

定期的に歯の健診を受けている市民の割合は、男性の20代が約1割、30代～50代にかけて2割前後と低くなっています。また、男女とも60代以上の年代で受診率が4割を超えて高くなっています。

【定期的に歯の健診を受けている市民の割合】



第4節 第2次計画の評価と課題

1 第2次計画の達成状況

第2次計画（平成26～30年度）に定めた各種成果目標の平成28～29年度現在の達成状況については次項のとおりです。

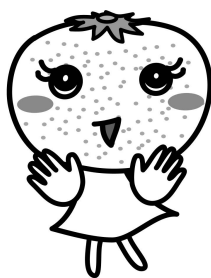
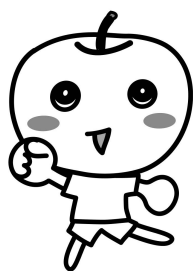
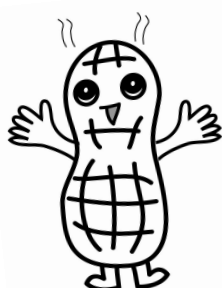
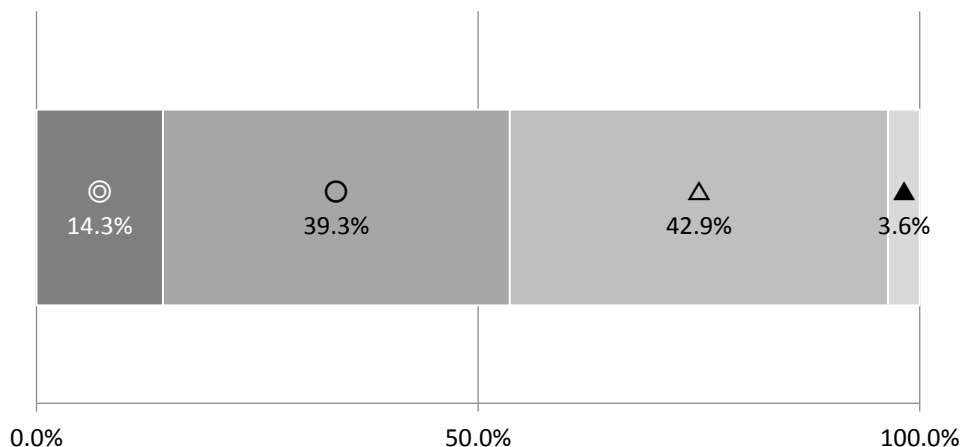
成果目標として掲げた20項目28対象のうち、目標値に達しているもの（◎）が、「むし歯罹患率」、「食を通じてコミュニケーションを充実させている市民の割合」、「食べ残しや廃棄を減らすために気をつけている市民の割合」の3項目4対象（14.3%）で、実績としても前回の基準値より大幅に改善しています。

また、目標値には達していないが基準値よりも改善しているもの（○）が、8項目11対象（39.3%）となっています。このうち、「保育園給食に県内産野菜を使用する割合（重量換算）」については、基準値よりも大幅に改善しています。

一方で、基準値をやや下回っているもの（△）が、9項目12対象（42.9%）で、幼稚園児・小中学生の朝食をとっている割合や大人の肥満に関する項目、体験活動に関する項目がみられます。

さらに、基準値を1割以上下回っているもの（▲）が、「学校給食に県内産野菜を使用する割合（重量換算）」の1項目1対象（3.6%）となっています。

【第2次富士山おむすび計画の成果目標達成状況】



【第2次富士山おむすび計画の目標と実績】

基本方針	基本施策	成果目標	対象	基準値 (%)	目標値 (%)	実績値 (%)	達成状況	実績値調査資料
	共通	食育に関心を持っている市民の割合	20歳以上	76.9	90	75.3	△	H29世論調査
1. 食を通して心身の健康を育む	正しい食習慣の定着	朝食をとっている市民の割合	保育園児	95.2	100	95.8	○	H29公立保育園朝食摂取状況調査
			幼稚園児	99.2	100	98.4	△	H29静岡県朝食摂取状況調査
			小学生	98.5	100	97.5	△	
			中学生	96.1	100	95.0	△	
			高校生	94.6	100	96.3	○	
			20代男性	59.5	80	62.9	○	H29世論調査
			20代女性	71.2	85	72.5	○	
	栄養バランスの良い食生活の推進	日本独自の食生活の実践や栄養バランスに気を付けている市民の割合	20歳以上	59.9	70	59.3	△	H29世論調査
	食を通しての生活習慣病の予防	肥満傾向児の割合	中学生	8.7	7	8.3	○	H29学校保健「ふじ」
		LDLコレステロールが高い生徒の割合	中学1年生	5.3	5	5.5	△	H29小児生活習慣病予防健診結果
		肥満(BMI25以上)の割合	40歳以上男性	29.0	25	30.2	△	H29特定健康診査
			40歳以上女性	18.2	15	19.9	△	
	食生活を維持するための歯と口の健康増進	むし歯罹患率	小学生	53.7	50	44.6	◎	H29学校保健「ふじ」
			中学生	44.4	40	32.8	◎	
		定期的に歯科検診を行っている市民の割合	壮中年期	29.6	35	33.3	○	H29世論調査
2. 食を通して豊かな人間性を育む	家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着	食を通じてコミュニケーションを充実させている市民の割合	20歳以上	38.1	50	60.3	◎	H29世論調査
	食事作法の習得の推進	食事に関する作法に気を付けている市民の割合	20歳以上	54.3	65	56.6	○	H29世論調査
	食文化の伝承	行事食を取り入れている市民の割合	20歳以上	67.4	75	66.3	△	H29世論調査
3. 食への理解を深める	環境への配慮	食べ残しや廃棄を減らすために気を付けている市民の割合	20歳以上	92.1	95	95.6	◎	H29世論調査
	食の安全・安心確保	食品の安全性に関する基礎的知識を持っている市民の割合	20歳以上	65.6	80	65.7	○	H29世論調査
	地産地消の推進	地産地消を意識している市民の割合	20歳以上	76.0	85	78.2	○	H29世論調査
		学校給食に県内産物を使用する割合(品数換算)	小中学校	46.7	50	45.3	△	H29地場農畜産物の使用状況調査
		学校給食に県内産野菜を使用する割合(重量換算)	小中学校	39.0	50	32.6	▲	保健医療課調べ(H28年度数値)
		保育園給食に県内産野菜を使用する割合(重量換算)	保育園	17.0	30	29.4	○	保健医療課調べ(H28年度数値)
	食育体験活動の推進	過去3年間に農業体験をしたことのある市民の割合	20歳以上	55.9	70	51.5	△	H29世論調査
		みずから調理に取り組んでいる市民の割合	20歳以上	59.1	70	54.1	△	H29世論調査
		農林漁業体験学習に取り組んでいる幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校の割合	幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校	94.3	100	98.1	○	H29農林漁業体験学習調査

※基準値は、第2次計画策定時の調査結果によるもの。

※達成状況欄の◎は目標値に達しているもの、○は目標値には達していないが基準値よりも改善しているもの、△は基準値をやや下回るもの、▲は基準値を1割以上下回るもの。

2 本計画策定に向けての主な課題

本市の食に関わる各種統計、世論調査及び2次計画の達成状況から見た主な課題として、以下の5点を示します。

(1) 食育への関心、食育の実施状況等

世論調査では、食育に関心がある女性は8割を超え、男性も7割に近づいていますが、全体では、成果目標の基準値は前回を下回っていることから、食育についてのさらなる啓発を行っていく必要があります。

また、料理の実践についても女性は8割以上、男性も2割を超えていますが、全体では前回の基準値を下回っており、過去3年間に農業体験のある市民の割合も減少していることから、市民の食に対する理解を深め、食育の実践につながるよう、自ら作る体験や実践を促すような取組にも力を入れていく必要があります。

(2) 多様な家庭、ライフステージ※17に対応した食育

一般市民の朝食の摂取については、世論調査で「ほぼ毎日食べる」が8割以上ですが、「ほとんど食べない」という割合が20代及び40代の男性で2割を超えていることから、特にこの年代を中心に、朝食の規則的な摂取に向けた生活スタイルの見直し、改善に向けた意識啓発を進めていく必要があります。

また、乳幼児期から高齢期にかけて、それぞれのライフステージに必要な取組を進めるとともに、近年課題となっているひとり暮らしの高齢者や、ひとり親家庭など多様な家庭のあり方に応じた食育の支援に努めていく必要があります。

(3) 学校、保育所等における食育

子どもの朝食摂取状況は、幼稚園児と小学生では98%前後で推移し、中学生や高校生になると95%前後で推移しています。しかし、全体として摂取状況が低下傾向にあることから、早寝早起きの推奨とともに朝食の摂取を促していく必要があります。

また、本市では、中学生男子の肥満と女子の痩身（やせ）が国・県の平均を上回っており、中学生の肥満の割合に改善が見られないことから、子どもの食生活の改善及び無理なダイエットの防止に向け、指導を充実させていく必要があります。

はやねはやお
「早寝早起きで
あさ
おいしい朝ごはんを！」の巻



※17 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

（４）地産地消と食文化

世論調査では、地産地消を意識している市民は約８割に達し、地元産の食材への意識も高まっています。学校給食で地場産物※¹⁸を使用する割合については、概ね国・県を上回って推移しており、引き続き学校給食での地産地消の推進を図っていく必要があります。

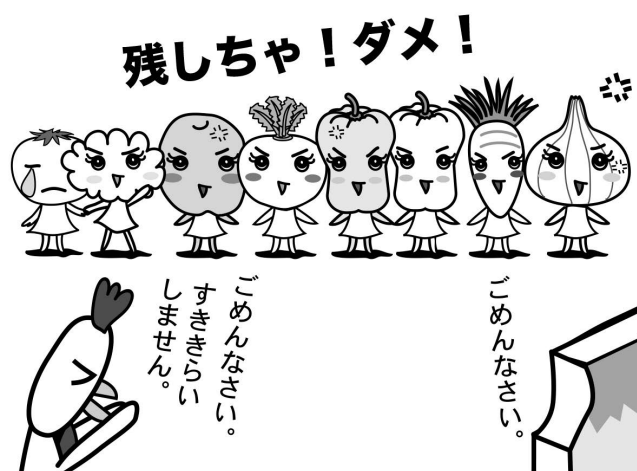
日本独自の食生活を実践している市民の割合や、行事食を取り入れている市民の割合については、平成 24 年・29 年の調査でほぼ横ばいの結果となっており、伝統的な食文化である和食の見直しと普及に向けた取組についても推進していく必要があります。

（５）健康と安全への配慮

本市におけるメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の割合は、国や静岡県と比較しても高い値になっています。市民の生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の予防につながるよう、歯の健康づくりも含め、食習慣の改善に向けた取組を継続していく必要があります。

食品の安全性に関する知識については、世論調査で６割以上が「ある」と回答していますが、食に関する情報があふれている中で、自らの判断で食を選択していくことができるよう、食品表示の活用についての普及啓発など、情報提供を充実させていく必要があります。

食べ残しや廃棄については、世論調査で９割以上が、削減のため何かしらの行動をとっていると回答していますが、国内における年間の食品廃棄量は、食料消費全体の３割を占め、食品ロス※¹⁹対策が重要な課題となっています。



※¹⁸ 静岡県産の食材。

※¹⁹ 売れ残りや食べ残り、期限切れ食品など、本来は食べられるはずの食品が廃棄されること。

3 ライフステージ別の課題

ライフステージ別の課題についてまとめると下表のようになります。

年代区分	年代の特徴	心身の特徴	食育上の課題
妊娠期	出産に向け、健全な子どもの基礎をつくるために重要な時期	●代謝・消化器・泌尿器など体の変化が起こる。 ●ホルモンの影響で気持ちが不安定になりやすい。	●妊婦の痩身（やせ）あるいは肥満がみられる。 ●主食・野菜の摂取量が少ない。 ●富士市は県と比較して低出生体重児が多い。
乳幼児期 (0～5 歳)	食習慣の基本を身につける時期	●生涯のうちで最も成長が著しいが、摂食能力、消化機能が未熟であり、摂取量は少ない。 ●自立心が芽生え、想像力が活発になり、自発性が育まれる。 ●乳歯が生え、味覚やそしゃく機能が発達する。	●親の食習慣に左右されやすい。 ●おやつとの与え方に問題がみられる。 ●家庭における授乳、離乳に関する知識や技術の不足がみられる。 ●離乳食の開始時期が遅くなっている。 ●離乳食の進め方の相談が多い。 ●1 歳半健診ではアレルギーや噛み方の相談が増加傾向にある。 ●偏食やむら食いの相談が多い。 ●噛む力が弱い子どもがみられる。
学齢期 (6～19 歳)	食習慣の基礎が完成し、自己管理ができる時期	●消化・吸収能力、代謝が高まり、活発に運動することも増え、食欲旺盛になる。 ●全身の骨格の成長がみられ、歯も乳歯から永久歯に生え変わる。 ●身体的にも精神的にも急速に成長する。 ●体力・運動能力が生涯で最高となり、必要なエネルギー量が最も高くなる。 ●食物アレルギーを有する子どもが毎年 3～5%の割合でいる。	●年齢とともに肥満傾向児が増え、中学生頃がピークとなっている。 ●痩身傾向児は女子に多く、小学校高学年から中学生にかけて増えている。 ●中高生は、部活動や塾通い等で生活が不規則になりやすい。
青年期 (20～29 歳)	健康的な食生活を実践し、体力の維持・増進に努める時期	●身体発達がほぼ完了する。 ●進学、就職、結婚、出産など生活環境が大きく変化する。 ●自分自身の社会的な役割や責任を自覚する。	●他年代に比べ、朝食欠食の割合が高く、食生活が不規則になりがちである。
壮中年期 (30～69 歳)	健康的な食生活を実践し、生活習慣病の予防に努める時期	●職場では社会的役割の重要性が増し、結婚や子育てなど家庭においても活動的となる反面、過労やストレスが重なる。 ●健康への意識が低く、不規則な生活や運動不足に陥りやすい。 ●体の機能は一部に老化がみられるようになり、体力は個人差が目立ち始める。 ●歯の喪失原因となる歯周病にかかりやすくなる。	●30 代の中食・外食利用が多い。 ●30 代以下と比べ、40 代以上の肥満が多い。 ●40 代以下では、食育の推進は、学校・幼稚園・保育園における取組が大切と考えている人が多い。 ●40 代は、忙しいことを理由に食育を実践していない人が多い。 ●50 代以下の歯科検診の受診率が低い。
高齢期 (70 歳以上)	食を楽しみながら、次世代に食の大切さを伝えていく時期	●地域を基盤とした生活に変わる。 ●老化現象が顕著となり、様々な身体的変化が現れる。 ●健康状態の個人差が大きく、慢性疾患や身体的問題を抱える人が増える。	●食事や食生活に特に意識しなくても問題ないと考えている人が多い。 ●70 歳代はメタボリックシンドローム及び低栄養該当者が混在している。 ●70 歳以上になると、料理をしない人が急激に多くなる。また、女性の孤食^{※20}が増える傾向がある。

※20 一人で食事を摂ること。特に、孤独を感じるような一人での食事のこと。

第3章 食育推進の基本的な考え方



第1節 基本理念

本市では、全ての市民が生涯にわたって、食に関する理解や関心を高め、心身の健康と豊かな人間性を育むことを目指し、第1次計画時から、基本理念を「食で育む健全な心とからだ」と定め、基本理念に基づく3つの基本方針と11の基本施策のもとに食育を推進しています。本計画においても、食育推進の基本的な考え方としてこれを継続し、第4章の「具体的な施策の展開」の中で課題の解決を含め、各種の取組を推進していくものとします。

計画の基本理念

～食を通して、心身の健康と豊かな人間性を育む～

「食で育む健全な心とからだ」



【基本方針と基本施策】

基本方針1. 食を通して心身の健康を育む

- 基本施策(1) 正しい食習慣の定着
- 基本施策(2) 栄養バランスの良い食生活の推進
- 基本施策(3) 食を通しての生活習慣病の予防・改善
- 基本施策(4) 食生活を維持するための歯と口の健康増進

基本方針2. 食を通して豊かな人間性を育む

- 基本施策(1) 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着
- 基本施策(2) 食事作法の習得の推進
- 基本施策(3) 食文化の伝承

基本方針3. 食への理解を深める

- 基本施策(1) 環境への配慮
- 基本施策(2) 食の安全・安心確保
- 基本施策(3) 地産地消の推進
- 基本施策(4) 食育体験活動の推進

第2節 基本方針及び基本施策

本計画の基本理念に基づき、食育を推進するに当たっての基本方針と関連する基本施策を以下のように定めます。

基本方針1. 食を通して心身の健康を育む

毎日の食生活が心身の健康に大きく関係しているため、食と健康に関する正しい知識の普及や健全な食生活の実践を推進することが必要です。

本市では、全ての市民が、健康や食への関心を持ち、食に関する正しい知識や規則正しい食生活リズムを身につけることができるよう、各種の取組を推進していきます。また、栄養バランスの取れた食事への改善を推進するとともに、健康寿命の延伸につながるよう食生活を通じての生活習慣の予防・改善や歯と口の健康の維持・増進を図り、心身の健康を育んでいきます。

【基本施策】

(1) 正しい食習慣の定着

食べることは毎日の活動の原点となるため、朝ごはんを食べる、規則正しい時間に食べる、ゆっくりよくかんで食べるなどの正しい食習慣の定着を図ります。

(2) 栄養バランスの良い食生活の推進

毎日を健康に過ごすためには、栄養バランスの良い食事や適正量の食事を心がけることが必要です。お米を中心とした日本型食生活は、栄養バランスの良い食事スタイルの一つであり、食料自給率の向上、地域の食文化の伝承にもつながるものです。日本型食生活を推進するとともに、食事バランスガイド※21等の活用を促し、栄養バランスの良い食生活を推進します。

(3) 食を通しての生活習慣病の予防・改善

食べ過ぎや欠食などの乱れた食生活は、内臓脂肪をためる原因になるため、食生活の改善を促す取組を通じて、メタボリックシンドロームに由来する生活習慣病、小児生活習慣病の予防・改善を図ります。

(4) 食生活を維持するための歯と口の健康増進

充実した食生活を維持するためには、口腔の健康が基盤となるため、歯と口の健康増進に関する取組を推進します。

※21 1日に、「何を」「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考として、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示したもの。

基本方針2. 食を通して豊かな人間性を育む

子どもの頃に身につけた食習慣は、その人の一生の食生活の基礎となり、健やかな身の発達のみならず、豊かな人間性を育むためにも欠かせないものです。

本市では、全ての市民が、家族や仲間と食卓を囲む楽しさと食事の大切さを認識し、子どもの頃から生涯を通して望ましい食習慣や食事作法を身につけることができるよう各種の取組を推進していきます。また、和食の良さを見直すとともに、地域固有の食習慣や食文化の伝承を図り、豊かな人間性を育んでいきます。

【基本施策】

（１）家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着

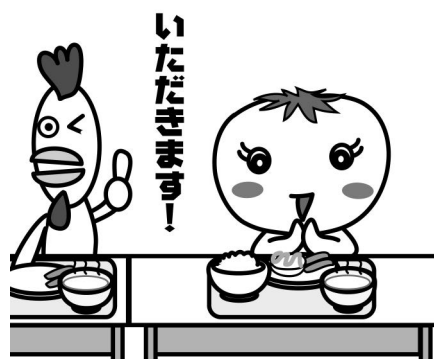
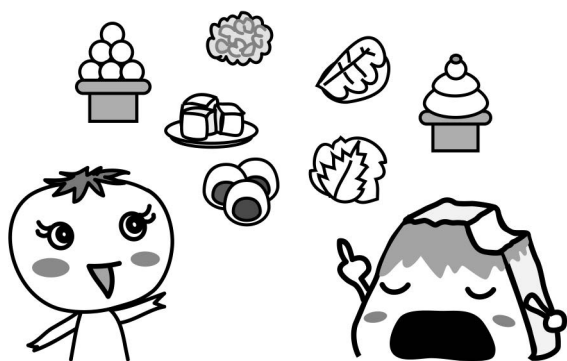
家族や仲間と食卓を囲み、楽しく食べることは、対人関係・コミュニケーション能力を養い、食文化の伝承にもつながるため、家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着を図ります。

（２）食事作法の習得の推進

「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをするなどの食事作法は、みんなで楽しく食事をする上での基礎であり、食に対する感謝の心を育むことにつながるため、正しい食事作法の習得を推進します。

（３）食文化の伝承

食に関する様々な知識や技術、知恵を受け継いでいくことは、次世代にとって意義のあることであるため、日本の伝統的な食文化として和食を見直すとともに、各地に伝わる行事食や郷土料理、伝統料理などの食文化の伝承を図ります。



基本方針3. 食への理解を深める

食べ物があふれる現代の日本において、私たちは食べ物が簡単に手に入ることを当然と考え、食に対するありがたさについて忘れがちです。

本市では、全ての市民が環境に配慮し、自然の恵みに感謝する心や食材を大切にする心を持ち、食品の安全性に関する情報を正しく選択・判断する力を習得することができるよう、各種の取組を推進していきます。また、身近な地域で生産・収穫された農林水産物を地域で消費する地産地消や農林水産体験などを通し、食への理解を深めていきます。

【基本施策】

（１）環境への配慮

環境に優しい食生活を推進するため、買いすぎない・作りすぎない・食べ残しが出ないようにするなど食品ロスの削減に配慮した食生活の普及や食品廃棄物の有効活用、調理時における無駄なエネルギーの消費削減など、環境に配慮した取組を推進します。

（２）食の安全・安心確保

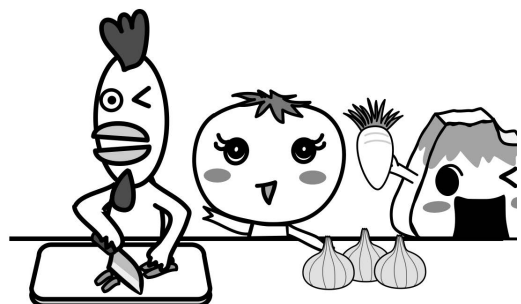
食の安全・安心は、食生活を支える最も重要な要素の一つであるため、国や県との連携を図りながら、食の安全・安心に関する情報提供や安全・安心な農産物の生産育成を促進し、食の安全・安心を確保します。

（３）地産地消の推進

地域で生産されたものを、その地域で消費することは、生産者と消費者の信頼関係を構築し、食に関する安全・安心の確保や地場産業の活性化に結びつくため、地場産物の学校給食や観光面での活用、家庭での積極的な利用などを促進し、地産地消を推進します。

（４）食育体験活動の推進

「作物を育てる」、「料理を作って食べる」などの農や食の体験は、食に関する知識や感謝の心を醸成し、食を選択する力を養うことになるため、野菜づくりなどの農業体験や食にふれる体験、食を通じた交流などの食育体験活動を推進します。



第3節 第3次計画における施策展開の視点

第3次計画においては、国・県の動向を踏まえ、今後5年間において具体的に施策を推進していくための視点として、新たに次の4つを定めます。

1 多様な家庭、 ライフステージ に対応した 食育の推進

市民の食や食育に関する知識を深め、食への理解や感謝の気持ちを育むことができるよう、各種の機会を通じて食育の普及・啓発を図ります。また、乳幼児期から高齢期にかけての各ライフステージ、また多様な家庭のあり方に応じた食育の支援に努めます。

2 保育園・幼稚園・ 認定こども園・学校に おける食育の推進

園・学校での食育を通じて、子どもたちに正しい食習慣の形成、食に対する感謝の気持ちを育みます。また、園・学校と連携し、給食に関する情報提供や試食会等を通じて、給食への理解と家庭における食育の推進を図ります。

3 地域における 食育の展開と 食文化の継承

保育園給食や学校給食への地場産物や郷土料理・行事食の導入拡大と各種媒体を通じた富士ブランド品※22等の地場産物の消費の拡大を図ります。また、地域における食生活推進員※23などの育成とともに、郷土食・行事食などの食文化の継承を図ります。

4 健康と環境、 安全に配慮した 食育の推進

市民の生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の予防につながるよう、正しい食生活についての情報提供や、食習慣の改善、歯と口の健康増進に向けた支援を行います。また、食品の安全性に関する情報提供や、生ごみの削減に向けた普及啓発を行います。

※22 富士商工会議所による「富士市地域おこし特産品支援事業」のなかで、全国に誇ることのできる富士地域の素材・名勝・歴史を生かした、独自性のある産品・製品・サービスなどに与えられる称号。

※23 自主的に食生活改善並びに食育に関する普及啓発活動を行っているボランティア。富士市食生活推進委員会に属し、市が行う研修会を受講している。

第4節 施策体系

【基本理念・方針等】

【基本理念】

～食を通して、心身の健康と豊かな人間性を育む～

「食で育む健全な心とからだ」

【基本方針と基本施策】

基本方針１．食を通して心身の健康を育む

- 基本施策（１） 正しい食習慣の定着
- 基本施策（２） 栄養バランスの良い食生活の推進
- 基本施策（３） 食を通しての生活習慣病の予防・改善
- 基本施策（４） 食生活を維持するための歯と口の健康増進

基本方針２．食を通して豊かな人間性を育む

- 基本施策（１） 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着
- 基本施策（２） 食事作法の習得の推進
- 基本施策（３） 食文化の伝承

基本方針３．食への理解を深める

- 基本施策（１） 環境への配慮
- 基本施策（２） 食の安全・安心確保
- 基本施策（３） 地産地消の推進
- 基本施策（４） 食育体験活動の推進

【施策展開の視点】

【具体的な取組内容】

1 多様な家庭、
ライフステージ
に対応した食育
の推進

- 1 食育に関する講座・教室・講演会等の開催
- 2 食に関する体験活動の開催
- 3 イベント等における食育の普及・啓発
- 4 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- 5 高齢者・障害者等を対象とした食に関する支援
- 6 若い世代に対する食育の普及・啓発☆
- 7 多様な家庭への食に関する支援☆

2 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進

- 1 子どもの食生活等に関する実態調査
- 2 教育課程の中での食育の推進
- 3 園・学校での食育に関する講座等の開催
- 4 園・学校での食育体験活動の実施
- 5 食育に関わる職員等を対象とした研修の開催
- 6 食育推進校の指定による食育の推進
- 7 給食等を通じた食習慣等の定着
- 8 保護者・地域への食育に関する情報提供

3 地域における
食育の展開と
食文化の継承

- 1 給食等への地場産物や郷土料理等の導入
- 2 地場産物の消費拡大
- 3 地域等における食育活動への支援
- 4 地域等との協働による食育体験講座・活動の推進
- 5 地域での食育を担う人材の育成

4 健康と環境、
安全に配慮した
食育の推進

- 1 健康診断等における生活習慣病予防及び改善のための食生活指導等の充実
- 2 イベント等における生活習慣病予防のための食生活の普及活動
- 3 食物アレルギーへの対応と指導・相談の実施
- 4 歯と口の健康増進のための指導・相談等の充実
- 5 食育及び食品の安全性等の情報提供
- 6 学校・家庭での生ごみ対策の推進
- 7 食品ロス対策の推進☆

☆新規取組

第5節 第3次計画の成果指標・目標値

本計画に定める施策を推進するに当たり、成果や達成状況を客観的な指標により把握できるよう、平成34年度までに達成すべき目標値を以下のように設定します。

成果指標		対象	基準値 (%)	目標値 (%)	実績値調査資料
共通	食育に関心を持っている市民の割合	20歳以上	75.3	90	食育に関するアンケート調査
□基本方針1 食を通して心身の健康を育む					
正しい食習慣の定着	朝食をとっている市民の割合	保育園児	95.8	100	公立保育園朝食摂取状況調査
		幼稚園児	98.4	100	静岡県朝食摂取状況調査
		小学生	97.5	100	
		中学生	95.0	100	
		高校生	96.3	100	
		20代男性	62.9	80	アンケート調査
		20代女性	72.5	85	
栄養バランスの良い食生活の推進	日本独自の食生活の実践や栄養バランスに気をつけている市民の割合	20歳以上	59.3	70	アンケート調査
食を通しての生活習慣病の予防	肥満傾向児の割合*	中学生	8.3	7	学校保健「ふじ」
	LDLコレステロールが高い生徒の割合*	中学1年生	5.5	5	学校保健「ふじ」
	肥満(BMI25以上)の割合*	40歳以上男性	30.2	27.6	富士市国民健康保険特定健康診査
		40歳以上女性	19.9	18.8	
食生活を維持するための歯と口の健康増進	むし歯罹患率*	小学生	44.6	40	学校保健「ふじ」
		中学生	32.8	30	
	定期的に歯科検診を行っている市民の割合	30～60歳代	33.3	35	アンケート調査

※基準値は、第2次計画の達成状況における実績値。

※成果指標に*がつくものは、基準値を下回る目標設定をすべきもの。

成果指標		対象	基準値 (%)	目標値 (%)	実績値調査資料
□基本方針2 食を通して豊かな人間性を育む					
家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着	食を通じてコミュニケーションを充実させている市民の割合	20 歳以上	60.3	65	アンケート調査
食事作法の習得の推進	食事に関する作法に気をつけている市民の割合	20 歳以上	56.6	65	アンケート調査
食文化の伝承	行事食を取り入れている市民の割合	20 歳以上	66.3	75	アンケート調査
□基本方針3 食への理解を深める					
環境への配慮	食べ残しや廃棄を減らすために気をつけている市民の割合	20 歳以上	95.6	100	アンケート調査
食の安全・安心確保	食品の安全性に関する基礎的知識を持っている市民の割合	20 歳以上	65.7	80	アンケート調査
地産地消の推進	地産地消を意識している市民の割合	20 歳以上	78.2	85	アンケート調査
	学校給食に県内産物を使用する割合(品数換算)	小中学校	45.3	46	地場農畜産物の使用状況調査
	保育園給食に県内産野菜を使用する割合(重量換算)	保育園	29.4	30	保健医療課調べ
食育体験活動の推進	過去3年間に農業体験をしたことのある市民の割合	20 歳以上	51.5	70	アンケート調査
	みずから調理に取り組んでいる市民の割合	20 歳以上	54.1	70	アンケート調査
	農林漁業体験学習に取り組んでいる園・小中学校の割合	保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校	98.1	100	農林漁業体験学習調査

※基準値は、第2次計画の達成状況における実績値。



第4章 具体的な施策の展開



第1節 多様な家庭、ライフステージに対応した食育の推進

【現状と課題】

- 本市では、地区まちづくりセンター講座やフォーラム等で、食に関する体験活動や講座等を実施しているほか、各種のイベント等において、食事バランス、望ましい食習慣、適切な栄養、地産地消等について普及啓発を行っています。
- 妊産婦や乳幼児に対しては、講座や幼児健康診査等の際に、望ましい食生活の実現のため集団教育、栄養相談を行っています。
- 国では、高齢者の低栄養の問題に対応する「新しい介護食品（スマイルケア食※24）」の普及も進められています。
- 高齢者は健康状態の個人差が大きくなるため、個々の栄養状態に合わせた支援が求められています。
- 高齢者の低栄養状態※25や孤食のリスクに対する市民の認識不足が認められることから、栄養改善を図る場所の提供や、他の世代との交流も含めた地域ぐるみの様々な取組が必要とされています。
- 若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、若い世代にとって効果的な情報提供を行うことや地域等での食育を推進することが求められています。
- 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）に基づき、子どもの食事や栄養状態の確保、食育の推進に関する支援を行うことも重要な課題となっています。



※24 介護食品を新たな視点で見直した食品。健康維持上栄養補給が必要な人向けの食品。

※25 食欲の低下や食事が食べにくいなどの理由から徐々に食事量が減り、慢性的に体の栄養が足りなくなった状態。

【具体的な取組内容】

1 食育に関する講座・教室・講演会等の開催

市民の食や食育に関する知識を深めることができるよう、食生活、食習慣、食文化の伝承等をテーマとした講座・講演会等を開催します。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1)地区まちづくりセンター講座	少年教育講座や成人講座等で食育に関する講座等を実施する。また、食事バランスガイドの普及啓発を行う。	まちづくり課
(2)富士発・女（ひと）と男（ひと）のフォーラム開催	富士発・女と男のフォーラムで、食育に関する講座・講演会を開催する。	多文化・男女共同参画課
(3)食育講演会	食育に関する講演会を開催する。	保健医療課
(4)食生活推進員による講座	地区まちづくりセンター等で、様々な年代を対象に食生活改善のための講話と調理実習を行う。	地域保健課
(5)食生活に関する講座	生活習慣病予防、健康づくりのための食生活等について様々な対象者に講話を行う。	地域保健課
(6)市政いきいき講座	市政いきいき講座において、農産物や食育に関する講座を設定し、市民の食や食育に関する知識を深める。	社会教育課

2 食に関する体験活動の開催

食への理解や感謝の気持ちの醸成などを目的に、食に関する体験活動を実施します。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1)地区まちづくりセンター料理講座	地区まちづくりセンターにおいて、食に関する体験活動を取り入れた講座を実施する。	まちづくり課
(2)男女共同参画地区推進事業	男女共同参画地区推進事業で、食育に関する体験活動を開催する。	多文化・男女共同参画課
(3)男女共同参画の視点からのクッキング講座	パパとママと子どもの子育て支援講座、その他、男女共同参画学級内等での食に関する講座を開催する。	多文化・男女共同参画課

3 イベント等における食育の普及・啓発

食育に関連するイベント等を通じて、食育の普及啓発を行います。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1) 食育普及啓発事業	イベント等において、食事バランス、望ましい食習慣、適切な栄養、地産地消等について普及啓発を行う。	保健医療課
(2) T-1 グランプリ※26	小学3年生から6年生を対象に、T-1 グランプリを開催し、お茶に関するクイズ、種類当て、入れ方競技等を行う。	農政課
(3) 持ち寄り発表会	本市で収穫した地場産物等を使用した地域の伝統料理を持ち寄り、発表する。	農政課

4 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦や乳幼児等、年齢に応じ、望ましい食習慣等についての指導を行います。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1) 年齢別子育て講座	就学前の子どもを持つ保護者を対象に、離乳食をはじめ、乳幼児の食生活や健康について栄養士※27、歯科衛生士※28が講演を行う。	こども未来課
(2) お母さんお父さん教室	親となる準備として家族の健康管理と望ましい食生活についてや、妊娠・授乳中に必要な栄養のとり方についての講話を行う。	地域保健課
(3) 乳幼児健診・講座	6か月すくすく赤ちゃん講座、1歳6か月児健診、3歳児健診において、年齢に応じた食生活について講話や個別相談を行う。	地域保健課
(4) 離乳食講習会	初期・後期・完了期に分け、乳児の発達に応じた離乳食の進め方についての講話とデモンストレーション・試食などを行う。	地域保健課

※26 お茶の歴史や文化を理解してもらうため、小学校3～6年生を対象として、お茶の〇×筆記クイズ、お茶の種類当て競技、お茶の入れ方実技競技の3種類の競技を実施し、その総合得点で優秀者を決めるイベント。

※27 都道府県知事の免許を受けた資格で、主に健康な方を対象にして栄養指導や給食の運営を行う。

※28 厚生労働大臣の免許を受けた国家資格で、歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的に、歯科予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導等を行う。

5 高齢者・障害者等を対象とした食に関する支援

高齢者や障害のある人を対象に、配食サービスなどにより食の自立を支援し、栄養改善を図ります。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1) 高齢者講座（地区まちづくりセンター）	地区まちづくりセンターで実施している高齢者対象の教養講座の中で、高齢者を対象とした食育講座を開催する。	まちづくり課
(2) 富士市障害者配食サービス事業	栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、当該対象者の安否を確認し、必要に応じて関係機関等への連絡などを行う。	障害福祉課
(3) 一般介護予防事業	栄養改善教室、ひざ痛・腰痛予防教室等の実施により、低栄養予防のための食生活・口腔機能・運動についての講話や調理実習を行う。	地域保健課
(4) 栄養改善指導事業（訪問型）	管理栄養士が、栄養改善が必要な方の自宅に訪問し、個々の身体状況や生活状況にあった栄養指導をおおむね月1回、3か月間実施する。	高齢者支援課
(5) 富士市食の自立支援事業	在宅の高齢者を対象に、栄養バランスの取れた食事を配達し、栄養改善を図る。また、配達時に安否確認を行う。	高齢者支援課

6 若い世代に対する食育の普及・啓発

若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、食に関する情報提供に努めます。

《関連事業》

（☆）は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1) 富士市の食育「ふじ食」プロジェクト（☆）	食育キャラクター「むすびん」や富士つけナポリタンキャラクター「ナポリン」を用いて、富士つけナポリタン大志館との協働により作成した、食育4コマまんが等を活用し、食育の普及啓発を行う。	保健医療課
(2) むすびんフェイスブックページ（☆）	フェイスブックページを活用し、食育に関する情報を発信する。	保健医療課

7 多様な家庭への食に関する支援

多様な家庭の状況に応じ、共食の機会の提供に向けた支援や、子どもの居場所づくり、食料の提供等を行います。

《関連事業》

(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1)生活困窮世帯学習支援事業(☆)	生活困窮世帯の子どもを対象に、学習の場を提供し、学習支援や食料の提供等を行う。	生活支援課
(2)フードバンク活動への支援(☆)	生活困窮者等に対して実施する食料支援事業を担うNPOに対して補助金を交付する。	生活支援課
(3)こども食堂への支援(☆)	子どもの孤食を防ぎ、仲間と楽しく食事をする居場所づくりの役割を担う「こども食堂」の支援を行う。	こども家庭課

じこしょうかい
自己紹介.その1
「ほくは、むすびん」の巻

富士山のかもとこの
まちでつくられました。
なかなかに、
愛情たっぷりに
にぎやられた
おむすびでした。

おむすびは、
そのひとくちから...

宝永山？

むすびん誕生！

ひと、しょく、しょく、けんこう
人と食、食と健康をむすぶ
むすびんと一緒に食育の
勉強をしていこうね！

じこしょうかい
自己紹介.その2
「わたしは、ナポリン」の巻

富士山のかもとこ
まっ赤に育ちました。

そして
ふじのとまと

いろいろな出会いがあつて...

ナポリン誕生！

つけナポリタンの
トマトソースになりました。

ご当地グルメ富士つけナポリタン
トマトの妖精ナポリン、
つけナポリタンを広める為に
生まれたんだね！

「野菜、きらいなの？
野菜もかなしむよ」の巻

野菜って
あんまり
好きじゃない
んだよね。
苦手だよ。

かーん

エ〜ン

たべるのが
苦手で
ナポリンが
きらいという
わけじゃないんだよ
なまやんで

野菜がきらいだって！

野菜は健康維持に大切です！
野菜は、ビタミンやミネラル、
食物繊維など大切な栄養が
豊富なんだよ！

第2節 保育園・幼稚園・認定こども園・学校における 食育の推進

【現状と課題】

- ・園児を対象とした朝食調査で、何かしら食べている園児が増えている一方で、欠食する園児も増えています。小中学生で朝食を食べてから登校する子どもは、平成 29 年度は小学生 97.5%、中学生で 95.0%となっています。
- ・平成 28 年度から、中学校区単位で食育推進地区を選定し、地区内の小中学校を食育推進校として、学校と地区が連携して食育事業を実施しています。
- ・給食試食会を実施した学校が、平成 29 年度で小学校全校、中学校 11 校あり、学校給食展においては毎年多数の参観者があり、広く市民に対して学校給食への理解を深める良い機会となっています。
- ・小中学生を対象に、新米の時期（11 月）、給食記念週間（1 月）、富士山の日（2 月）に自分でおむすびを作って食べる取組を実施しています。
- ・小学校の全校、中学校では一部の学校で、授業の一環として野菜の栽培等の農業体験活動を行っていますが、中学校での実施の拡大を図っていく必要があります。
- ・平成 28 年度に、全小中学校において食に関する年間指導計画の策定が終了し、今後は食育実践活動を更に展開していく必要があります。
- ・学校給食に関わる教職員（栄養士、給食主任、調理員）が中心となり、小中学校での学校給食展を実施しており、市民を巻き込んだ活動展開を目指しています。
- ・家庭で和食を食べ慣れていない子どもが増えており、おいしくて体に良い和食に親しみ、学校給食での残食を減らすためにも和食の定着を図っていく必要があります。

「ヘルシーな にほん 日本のごはん！」の巻 まき



【具体的な取組内容】

1 子どもの食生活等に関する実態調査

子どもの食生活等に関する実態を把握するとともに、朝食を食べることの必要性や食生活改善について啓発します。

《関連事業》

(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	
(1)朝食調査	公立幼稚園、保育園、認定こども園で実態調査を行い、朝食を食べることの大切さを伝える。	保育幼稚園課
(2)小中学生栄養調査 (☆)	食育推進校において、日頃の食事内容に関する調査を行い、児童生徒の食生活や栄養状態を把握し、調査結果をもとに食生活改善について啓発する。	保健医療課
(3)朝食調査	全小中学校で実態調査を行い、朝食を食べることの必要性を啓発する。	学務課

2 教育課程の中での食育の推進

保育計画、幼稚園指導計画、食に関する年間指導計画を通じ、園や学校において計画的に食育を推進します。

《関連事業》

(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1)年齢別食育計画	園児が食べることに興味を持って楽しく参加できるように、各園での食育計画を充実させる。	保育幼稚園課
(2)教科の中での食育指導	家庭科、生活科、保健体育、総合学習などの授業において食育指導を行う。また、栄養教諭により栄養士未配置校で授業を実施する。	学校教育課
(3)緑茶の入れ方・静岡茶に関する学習 (☆)	小学校家庭科の学習において、お茶に関する食育の機会を確保する。(静岡茶愛飲促進条例に基づく。)	学校教育課
(4)小児生活習慣病予防検診	中学生を対象に実施している小児生活習慣病検診の事後教育として、栄養士や養護教諭等による生活指導を行う。	学務課
(5)教科の中での食育指導	食に興味関心を持ち、バランスの良い食生活を送れるよう、家庭科、保健体育などの授業において食育指導を行う。	富士市立高等学校

3 園・学校での食育に関する講座等の開催

保護者対象の講座を実施し、乳幼児期・学齢期の食生活の大切さについて普及啓発を図ります。

《関連事業》

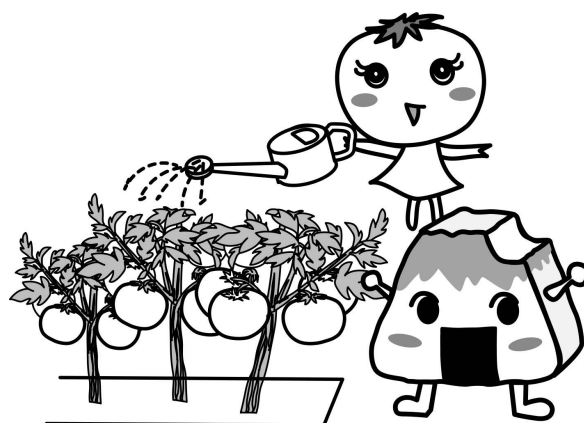
事業名	事業内容	担当課
(1)保護者対象の食生活講座	乳幼児期の食について保護者に伝え、食生活の大切さについて普及啓発を行う。	保育幼稚園課
(2)給食試食会等における食育講座	給食試食会、家庭教育委員会、学校保健委員会等における食育講座を開催する。	学務課

4. 園・学校での食育体験活動の実施

園・学校での食育体験活動を通じて、正しい食習慣の形成、食に対する感謝の気持ちを育みます。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1)クッキング保育	公立幼稚園、保育園、認定こども園でクッキング計画を作成し、年齢に合ったクッキングを実施する。	保育幼稚園課
(2)野菜栽培と収穫の体験活動	公立幼稚園、保育園、認定こども園で、栽培収穫の体験を通して、喜びや野菜に興味を持つことができるよう活動を充実させる。	保育幼稚園課
(3)クッキング保育	料理を行う課程を通して、食事のおいしさや楽しさを感じることができる活動をする。	こども療育センター
(4)野菜栽培と収穫の体験活動	小中学校での授業の一環として、野菜の栽培等の農業体験活動を行う。	学校教育課



5 食育に関わる職員等を対象とした研修の開催

園・学校の教職員を対象に、食育に対する知識の向上を図るための研修を充実します。

《関連事業》

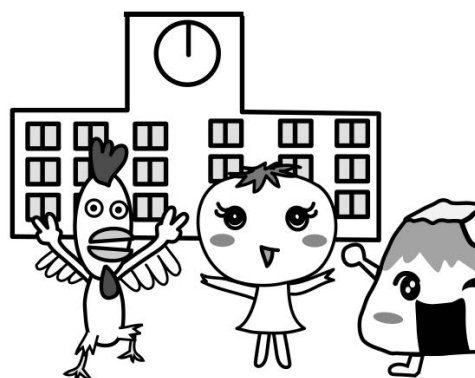
事業名	事業内容	担当課
(1)職員への研修	公立幼稚園、保育園、認定こども園の職員を対象に、情報交換や研修会に食育の内容を盛り込み、職員の食育に対する知識を深める。	保育幼稚園課
(2)職員への研修	学校給食従事職員夏季研修会、栄養教諭・学校栄養職員研修会、調理員研修会において、学校給食の充実につながるような研修を行う。	学務課

6 食育推進校の指定による食育の推進

食育推進校を指定して、食育を計画的・重点的に推進します。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1)食育推進校事業	食育推進校を指定し、食育推進事業を実施して、生徒及び保護者の食育の実践度を上げるための取組を実施する。また、食育推進地区と連携した取組を推進する。	保健医療課



7 給食等を通じた食習慣等の定着

望ましい食習慣やマナーが身に付くよう指導を行うとともに、教材に適した給食内容の提供に努めます。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1) 園児への食育指導	家庭との連携を大切にし、各園の食育指導計画に基づき、基本的な食習慣が身に付くように、個々に合った指導を行う。	保育幼稚園課
(2) 保育園給食	提供する給食が、乳幼児の食事の手本となるようにし、おいしくて体に良い日本食の給食提供と食事の作法を伝える。	保育幼稚園課
(3) 学校給食を通じた食育指導	食に関する指導の全体計画・年間計画に沿って指導を行い、毎日の給食を通して望ましい食習慣と正しいマナーを身に付けるように指導を行う。	学務課
(4) 夏休み給食体験教室	夏休みの一日、調理員と小学生が給食献立を調理・試食し、食に対する興味関心を高め、学校給食への理解を深めることができるよう実施する。	学務課

8 保護者・地域への食育に関する情報提供

園だより・給食だよりの発行、給食試食会、学校給食展などを通じて、給食への理解の促進と食に関する知識の普及を図ります。

《関連事業》

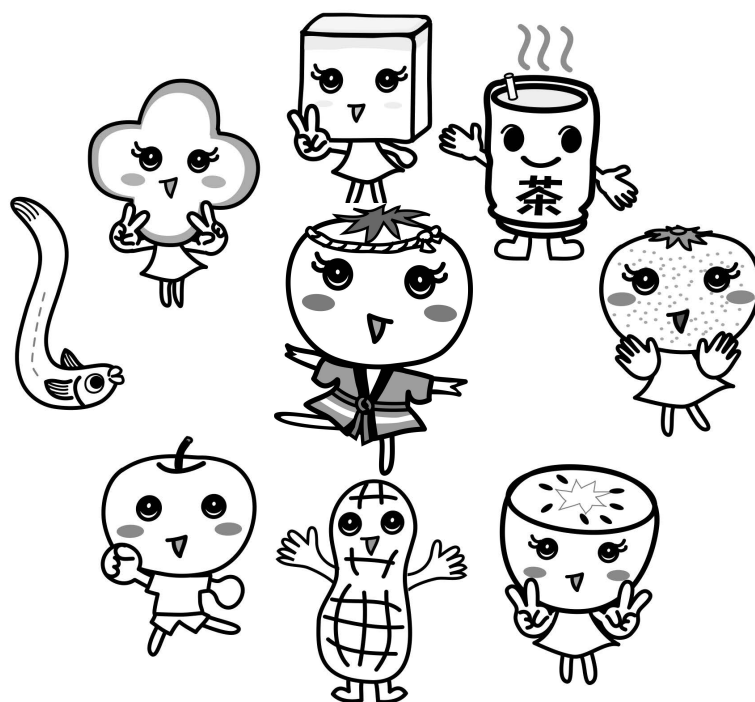
(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1) たよりでの情報提供	食に関するおたよりを作成し、保護者や地域への情報提供を定着させる。	保育幼稚園課
(2) たよりでの情報提供	献立だよりと、栄養と健康情報を関連付けた保健だよりを発行する。	こども療育センター
(3) 給食試食会(☆)	在園児保護者に向けた試食会を行い、食育情報の発信と懇談で保護者間のつながりを提供する場を設ける。	こども療育センター
(4) 学校給食展	学校給食に関わる展示を通じて、市民に食に関する情報を提供する。	学務課
(5) たよりや献立表での情報提供	給食だよりや献立表を発行し、保護者や地域に対し、給食への理解の促進と食に関する知識を普及させる。	学務課

第3節 地域における食育の展開と食文化の継承

【現状と課題】

- ・静岡県教育委員会では6月と11月の第3週を「ふるさと給食週間」とし、「ふるさと給食の日」を毎月1回以上設けて郷土料理を取り入れています。
- ・国では、国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」を展開し、地元でとれる食材の食事への活用を促しています。
- ・富士商工会議所の「富士市地域おこし・特産品振興事業」のなかで、優れた地域産品を「富士ブランド」認定品としてPRしています。
- ・ふるさと納税制度の返礼品として富士ブランド認定品を送付しています。
- ・国では、高齢化の進行に伴い増加が予想される在宅療養者に対する食事支援等、地域における栄養ケアサービスの需要増大に対応できるよう、管理栄養士※29の人材確保等の取組も進められています。



※29 厚生労働大臣の免許を受けた国家資格で、病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方などに対して専門的な知識と技術を持って栄養指導や給食管理、栄養管理を行う。

【具体的な取組内容】

1 給食等への地場産物や郷土料理等の導入

保育園給食や学校給食への地場産物や郷土料理・行事食の導入を図ります。

《関連事業》

(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1) 保育園給食（郷土食・行事食）	季節の行事食を保育園給食に取り入れる。	保育幼稚園課
(2) 保育園給食への地場産物導入（☆）	保育園給食への地場産物の導入を図るため、栄養士が、富士市学校給食地場産品導入協議会に参加した情報を各園と共有する。	保育幼稚園課
(3) 学校給食（郷土食・行事食）	年間計画に基づき、郷土料理・行事食を継続して学校給食に取り入れる。また、「ふるさと給食の日」を毎月1回以上取り入れるよう指導する。	学務課
(4) 学校給食への地場産物導入	学校給食への地場産物の導入拡大を図るため、富士市学校給食地場産品導入協議会において、関係機関や生産者、納入業者との連絡調整を行う。	学務課

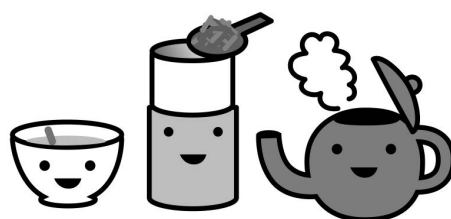
2 地場産物の消費拡大

富士ブランド認定品のPRや、産直市マップ等を通じて地場産物の消費の拡大を図ります。

《関連事業》

(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1) 富士ブランド事業の推進	富士商工会議所の富士ブランド事業を支援するとともに、富士ブランド認定品のPRに努め、地場産品の消費の拡大を図る。	産業政策課
(2) しらす祭り	しらす祭りを開催し、富士市の地場産品である「田子の浦しらす」を広くPRすることで消費拡大を図る。	産業政策課
(3) 地場農産物直売所 PR 事業	地産地消を推進するため、産直市マップやリーフレット等を配布し、広報、啓発を行う。	農政課
(4) 富士のお茶愛飲活動（☆）	小学校、まちづくりセンターで実施する「おいしい富士のお茶講座」や市内外で開催されるイベント内でのお茶の手もみ体験を通して、富士市のお茶の普及を図り、消費拡大に繋げる。	農政課



3 地域等における食育活動への支援

食育推進地区を指定し、重点的に食育を推進するとともに、食育に関する資料・情報提供等により市民の食育活動を支援します。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1) 市民食育活動への支援	食育に関する資料提供、情報提供等を行い、市民の食育活動を支援する。	保健医療課
(2) 食育講座	地域等で開催する食育講座に講師を派遣し、地域における食育活動を支援する。	保健医療課
(3) 食育推進地区事業	食育推進地区を指定し、小中学校等と連携しながら、地区における食育を推進する取組を行う。	保健医療課

4 地域等との協働による食育体験講座・活動の推進

体験講座・活動を通じて、地域の食文化や農業に対する市民の理解を深めます。

《関連事業》

(☆) は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1) 地区まちづくりセンター講座	食文化の伝承、地場産品を使用した講座を各センターで開催する。	まちづくり課
(2) 日本家庭料理教室	調理実習を通して日本の食文化を学ぶため、富士市在住または在勤の外国人が気軽に参加できる日本家庭料理教室を開催する。	多文化・男女共同参画課
(3) 農家のくらし体験事業	博物館体験畑において、各種穀物の栽培を行い、作物の生育状況確認や育てることの大切さを体験する機会を提供する。	博物館
(4) 市民農園の推進 (☆)	一般市民に農作業体験をする機会を提供し、農作物の生産、収穫体験を通じ農業に対する理解を深める。	農政課

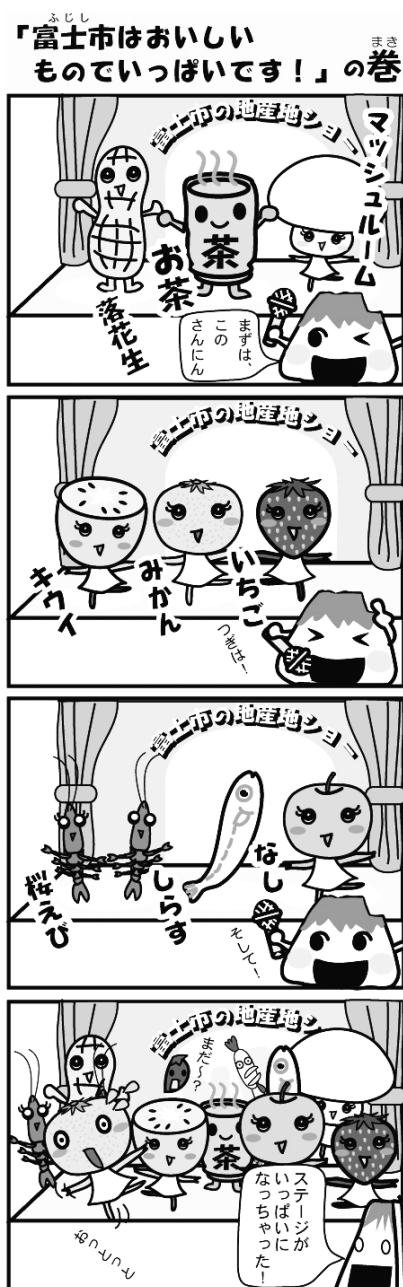
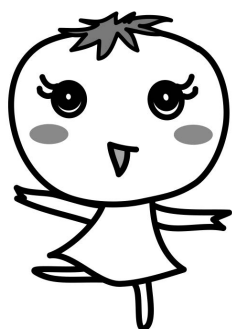


5 地域での食育を担う人材の育成

食生活推進員をはじめ、地域において食育を推進する人材の育成を図ります。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1)消費生活モニター事業	消費生活における地域のリーダーを育成するため、消費生活モニターを対象に学習会を開催する。学習会では、食品表示や食の安全等、食に関わる様々な消費者問題等を扱う。	市民安全課
(2)食生活推進員活動支援事業	富士市食生活推進員に研修会等を実施し、地域での食生活改善並びに食育に関する普及啓発活動を支援する。	地域保健課



第4節 健康と環境、安全に配慮した食育の推進

【現状と課題】

- ・「健康まつり」で、広く市民に食生活改善の普及啓発を行っています。
- ・世界糖尿病デー※30と合わせて、糖尿病の普及啓発活動を実施しています。
- ・広く市民を対象に、広報ふじや市ウェブサイト等により、食育及び食品の安全性に関する情報提供を行っています。
- ・学校給食施設から排出される全ての生ごみは、業務委託により大型プラントでのリサイクル処理を行っています。1人1日当たりの残飯量は減少傾向にあり、小中学校の平均で平成29年度は6.5グラムとなっています。
- ・ごみの出前講座は、小学校に加えて、中学校で試行しています。
- ・富士市国民健康保険の特定健康診査受診率は、県内35市町のうち30位と低い順位であり、受診率の向上を図るとともに特定健康診査結果に受診勧奨値を含む未治療者への対策など、生活習慣病の重症化予防事業を推進することが課題となっています。
- ・学校給食におけるアレルギー対応については、マニュアルを作成し、統一した対応をしています。公立幼稚園、保育園、認定こども園においては、アレルギー対応が各園様々な状況にあることから、職員の対応がスムーズにできるようマニュアル化を図っていく必要があります。
- ・生涯を通じ、自分の歯で食事ができるよう「8020（ハチマル・ニイマル）運動」や「噛ミング30（カミングサンマル）」の推進など、歯科保健分野から食育を推進する必要があります。
- ・国内における年間の食品廃棄量は、食料消費全体の3割に当たる約2,800万トンとなっています。このうち、売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなどの「食品ロス」は約646万トンとされており、食品ロス対策が重要な課題となっています。



※30 国際連合は、毎年11月14日を「世界糖尿病デー」に指定し、世界各地で糖尿病の予防、治療、療養について啓発活動を推進している。

【具体的な取組内容】

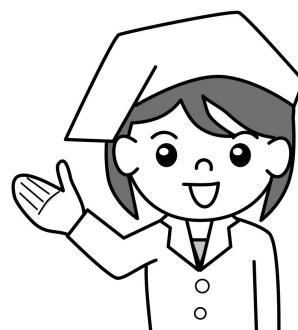
1 健康診断等における生活習慣病予防及び改善のための食生活指導等の充実

生活習慣病の予防及び改善、メタボリックシンドローム改善等に向けた食生活の実践に関する講座や教室、個別指導等を実施します。

《関連事業》

(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1)運動講座(☆)	生活習慣病や肥満の改善のための運動講座の中で食生活の改善について講話を行う。	健康政策課
(2)市民栄養相談	離乳食、幼児や学童思春期の食生活、生活習慣病などの食事についての相談を行う。	健康政策課
(3)食生活講座	生活習慣病予防のための食生活の実践ができるよう、様々な世代を対象とした講座を開催する。	地域保健課
(4)重症化予防事業	糖尿病、高血圧、慢性腎臓病(CKD) ^{※31} などの重症化予防、心血管疾患の予防のために特定健診などの結果から受診勧奨を行い、医師から依頼のあった者に対して食生活改善指導を行う。	健康政策課
(5)糖尿病予防講座	糖尿病予防に関する食事や運動のポイントについて講話と試食、実技などを含めた講座を行う。	健康政策課
(6)特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査を実施し、受診者全員に情報提供を行う。階層化により抽出された保健指導対象者に特定保健指導を実施する。	国保年金課
(7)個別栄養指導	正しい食事療法の習得、疾病の治療及び悪化、再発の防止を目的として、個々の病態に応じた栄養指導を実施する。	富士市立中央病院
(8)腎臓病教室	慢性腎臓病患者とその家族を対象に、透析導入を遅延させるための啓発活動として腎臓病教室を実施する。	富士市立中央病院



※31 腎臓の障害が慢性的に続いている状態のこと。

2 イベント等における生活習慣病予防のための食生活の普及活動

イベント等を通じて、広く市民に食生活改善の普及啓発を行います。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1)健康まつり	広く市民に食生活改善の普及啓発を行う。	地域保健課
(2)糖尿病の啓発活動	世界糖尿病デーにあわせ、一般市民に向けて糖尿病についての知識の普及を行う。	富士市立中央病院

3 食物アレルギーへの対応と指導・相談の実施

家庭、保育園、学校、医療機関、行政が連携し、食物アレルギーの知識を深め、適切な対応を行うことができるよう指導、相談を実施します。

《関連事業》

(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1)保育園給食のアレルギー対応	公立幼稚園、保育園、認定こども園において、食物アレルギーを持つ園児に適切に対応するための取組を行う。	保育幼稚園課
(2)食物アレルギーに関する情報交換会(☆)	関係者の資質向上と共通理解を得るために情報交換会を行う。	地域保健課
(3)食物アレルギーに関する相談	食物アレルギーに関する除去食等の相談を行う。	地域保健課 健康政策課
(4)病院給食における食物アレルギー対応	アレルギーを有する患者に対して、アレルギー除去食の個別対応を実施し、医師が必要と判断した患者に対して、食物アレルギーに関する個別栄養指導を実施する。	富士市立中央病院
(5)学校給食の除去食対応	富士市学校生活アレルギー対応マニュアルを活用し、食物アレルギーによる事故を防止する。	学務課



4 歯と口の健康増進のための指導・相談等の充実

口腔機能の保持・増進を図るための相談や、幼児や高齢者を対象としたブラッシング指導、節目検診の実施等により歯と口の健康増進を図ります。

《関連事業》

(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1)家庭教育講座	地区まちづくりセンターの乳幼児対象の講座で、パンフレットの配布やブラッシング講座など歯の健康に関する講座を開催する。	まちづくり課
(2)高齢者講座	地区まちづくりセンターの高齢者対象の講座で、パンフレットの配布やブラッシング講座など歯の健康に関する講座を開催する。	まちづくり課
(3)歯科健診	むし歯罹患率0%を目指し、園児、職員、保護者を対象に歯と食生活に関する指導を行う。	保育幼稚園課
(4)母子歯科保健事業	お母さんお父さん教室の歯科健診、1歳6か月児健診及び3歳児健診での歯科健診とフッ化物塗布、4・5歳児へのフッ化物利用推進講座、集団フッ化物洗口、親子歯みがき教室でのフッ化物利用の勧めやブラッシング指導を行う。	地域保健課
(5)40・50・60・70 歯周疾患検診	40、50、60、70 歳の節目の人を対象に、歯科医師による歯と口腔内の検診、歯科衛生士による口腔衛生指導を行う。	健康政策課
(6)8020 歯科検診	20 歳以上の市民を対象に歯科医師による歯と口腔内の検診、歯科衛生士による口腔衛生指導を行う。	健康政策課
(7)口腔機能向上事業（訪問型）(☆)	口腔機能や口腔衛生について、個別相談を行い、個々人の問題点を解決し、口腔状態の改善を図る。	高齢者支援課
(8)学校歯科検診	歯磨きやうがいの重要性について啓発し、歯磨きの指導を行う。	学務課



5 食育及び食品の安全性等の情報提供

食育及び食品の安全性に関する情報提供や消費生活相談を実施し、消費者の安全を守ります。

《関連事業》

(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1)消費生活相談	食品表示や食の安全等を含む、消費生活における様々な相談を受付、対応する。	市民安全課
(2)食品表示に関する立入検査	食品表示法に基づく食品表示に関する立入調査を実施する。	市民安全課
(3)広報ふじ・食育ウェブページ等による情報提供	広報ふじや食育ウェブページ等により、食育及び食品の安全性に関する情報提供を行う。	保健医療課
(4)広報ふじによる情報提供(☆)	広報ふじに、食品表示に関する記事を掲載する。	市民安全課

6 学校・家庭での生ごみ対策の推進

学校や家庭での生ごみの減量と再利用化に向けた取組を推進します。

《関連事業》

事業名	事業内容	担当課
(1)ごみの出前講座	富士市のごみ処理の現状を紹介し、ごみ減量意識の向上や普段の生活の中でできる減量に向けた取組の実践を啓発する。 又、全小中学校を対象にごみの出前講座を実施する。	廃棄物対策課
(2)生ごみ処理推進事業	家庭における「3切る（食べ切る、水を切る、使い切る）」の普及啓発のほか、ダンボールコンポスト「だっくす食ん太くん」や「EMぼかし用バケツ」などによる生ごみの自家処理を推進する。	廃棄物対策課
(3)学校給食生ごみリサイクル事業	小中学校における給食の生ごみを堆肥化によりリサイクルする。	教育総務課
(4)給食残量調査	給食の食べ残しを減らす指導を行うとともに、各学校における残量調査（毎日）と、全校を対象とした残量調査（11月・1月）を実施する。	学務課

7 食品ロス対策の推進

食品ロス削減に関する講座や啓発活動を実施します。

《関連事業》

(☆)は新規事業。

事業名	事業内容	担当課
(1) 食品廃棄物削減事業 (☆)	講座等を開催し、食品ロスの現状について紹介し、食材を無駄にしない調理の仕方、余りがちな食材の調理の仕方、食品廃棄物を少なくする冷蔵庫の使い方及び買い物の仕方などの啓発を行う。 また、「3010 運動※32」の普及啓発を行う。	廃棄物対策課



※32 宴会における大量の食品ロスを減らすため、最初の30分間と最後の10分間に皆で食べる時間を設ける運動。

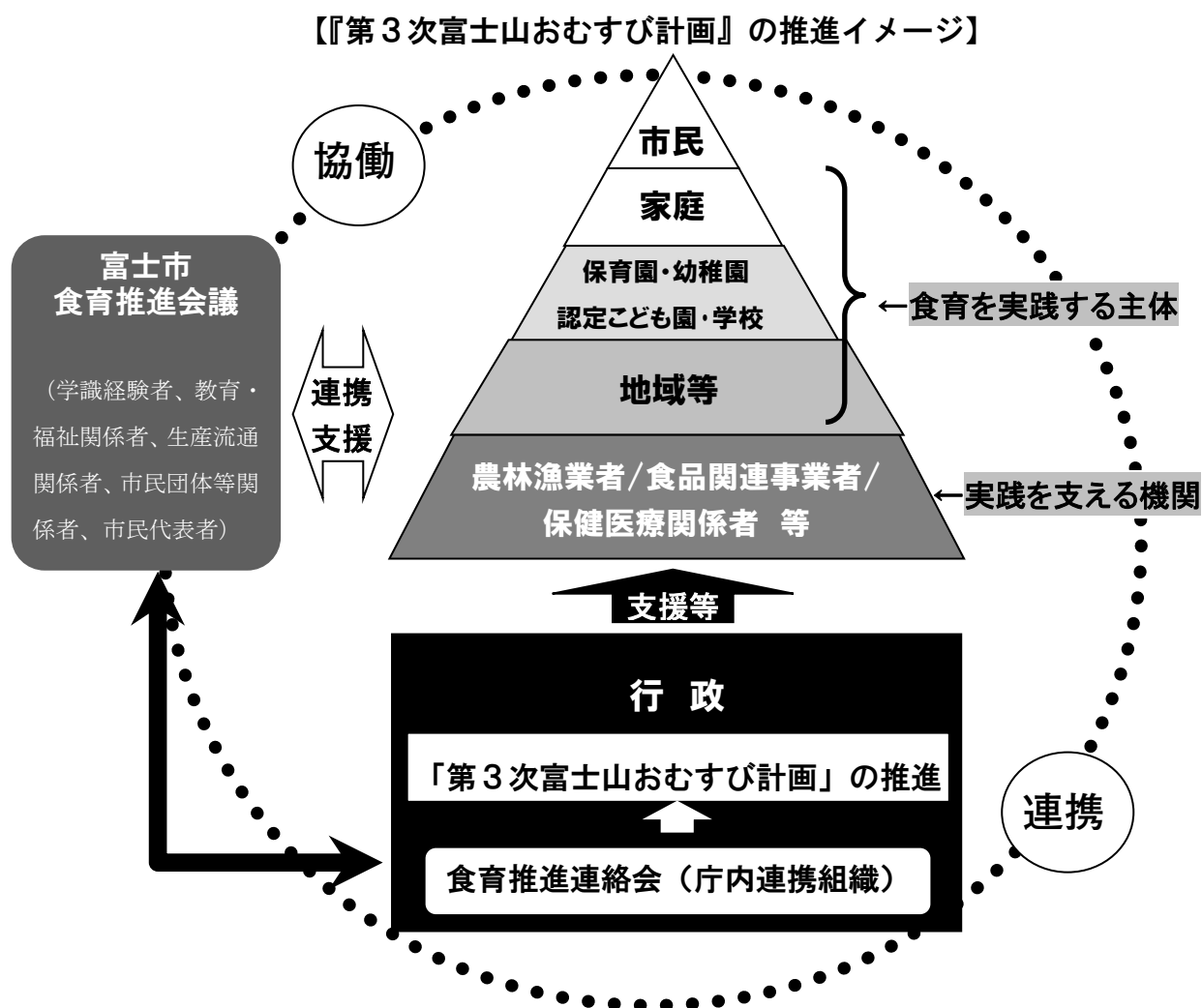
第5章 計画の推進策



第1節 関係主体との協働

本計画の推進に当たっては、学識経験者、教育・福祉関係者、生産流通関係者、市民団体、市民代表等で構成する「富士市食育推進会議」と庁内組織である「食育推進連絡会」において、協議・調整を行いながら取り組んでいきます。

また、市民、家庭、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、農林漁業者、食品関連事業者、保健医療関係者、行政（市）のそれぞれの主体の役割を明確化し、協働により食育を推進していきます。



第2節 施策の推進に当たっての役割分担

本計画の推進に当たって、各主体に期待する役割は以下のとおりです。

1 市民の役割

食育の主役は市民です。市民一人ひとりが食に対する関心を深め、食についての正しい知識を身につけ、生涯にわたり健全な食生活の実践を心がけることが望まれます。

2 家庭の役割

家庭においては、望ましい食習慣の形成、食に関する知識の習得、食を通じたコミュニケーションの場として、食育を意識した日常生活を営むことが望まれます。

3 保育園・幼稚園・認定こども園・学校の役割

生涯を通じた食行動の基礎をつくる重要な時期を支えるため、保育園、幼稚園、認定こども園、学校などの関係者は、食育を行うための資質向上に努めるとともに、家庭、地域、行政、給食関係者、農産物等の生産者、流通・加工業者などと連携し、様々な機会をとらえ、食育を総合的に推進することが望まれます。

4 地域の役割

地域においては、子ども会、町内会、ボランティア団体、関係団体等により、様々な機会を利用して、積極的に食育に取り組むことが望まれます。

5 農林漁業者の役割

農林漁業者及び関係団体は、市民への安全で安心な農産物等の提供をはじめ、様々な体験活動の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と生産活動の重要性について市民の理解が深まるように努め、教育関係者や関係機関等と連携して食育の推進に取り組むことが望まれます。

6 食品関連事業者の役割

食品関連事業者は、安全安心な食品の製造、加工、流通、販売及び食事の提供や正しい情報の発信に努め、自主的かつ積極的に食育を進めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策やその他の食育の推進に関する活動に協力することが望まれます。

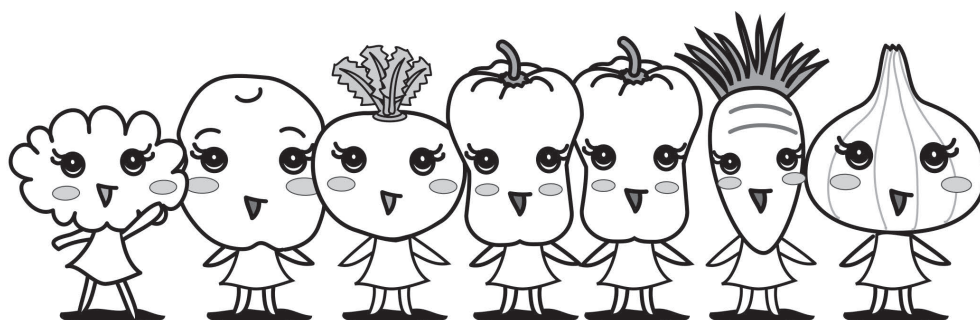
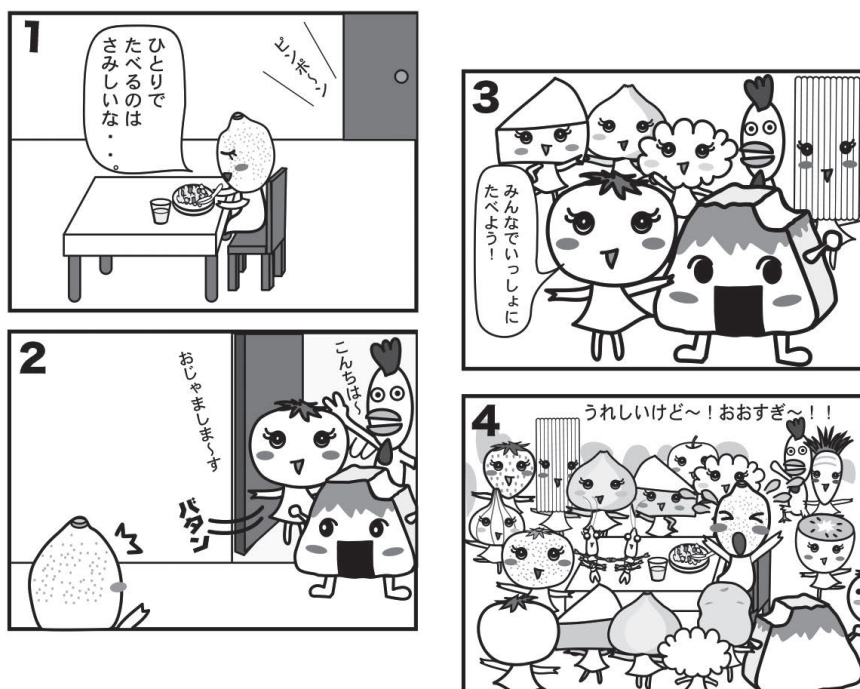
7 保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、乳幼児から高齢者までのライフステージに合わせた栄養指導をはじめ、生活習慣病と食の関わりなど正しい健康情報の提供に努めることが望まれます。

8 行政（市）の役割

行政（市）は、本計画に基づき、食育を市民活動として推進するために必要な施策を展開するとともに、円滑な施策の推進を図るため、食育担当部署を中心に庁内及び国・県や様々な食育分野の関係者との連携を密にしながら、総合的かつ効果的な食育の推進に努めます。

「みんなでたべると おいしいよ！」の巻 まき



第3節 計画の進行管理と評価

本計画に実効性を持たせ、計画的・効果的に推進するため、毎年、各事業の具体的な内容を示す実施計画を策定し、1年ごとに達成状況を把握します。

また、本計画の成果指標の目標値については、関連する計画における評価指標や市民に対するアンケート調査等で現状の把握を行います。

さらに、富士市食育推進会議及び食育推進連絡会において定期的に検証、評価を行ったうえで、その結果に基づきより適切な食育の推進を図ります。

なお、国や県の計画の見直しに対応し、本計画の期間中であっても、計画内容の見直しが必要となった場合には随時見直しを行います。



資料編

1 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置

その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び

国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二一年六月五日法律第四九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 富士市食育推進会議条例

平成 19 年 3 月 26 日条例第 7 号

（設置）

第 1 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、富士市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 富士市食育推進計画（法第 18 条第 1 項の市町村食育推進計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、本市における食育の推進に関して、重要事項を審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（組織）

第 3 条 推進会議は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健部保健医療課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第26号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

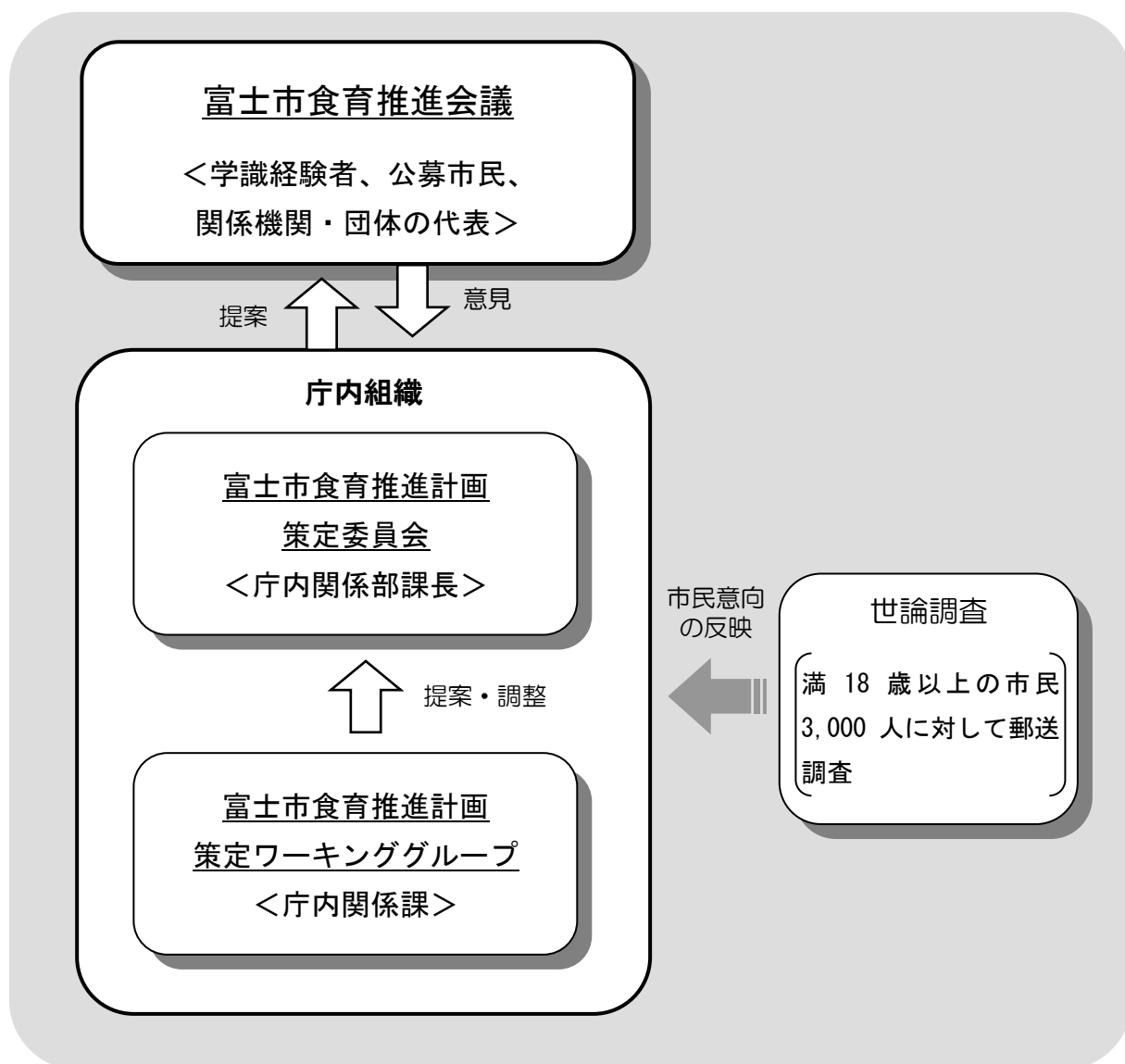
3 計画の策定体制

計画策定に当たっては、庁内関係部課長で構成する「富士市食育推進計画策定委員会」及びその下部組織である庁内関係課で構成する「富士市食育推進計画策定ワーキンググループ」において協議、検討しました。

また、庁内組織からの提案について、学識経験者、公募市民、関係機関・団体の代表などで構成する「富士市食育推進会議」において審議しました。

さらに、より多くの市民の意向を計画に反映するため、「世論調査」を実施しました。

【計画策定体制】



4 計画策定の経緯

年 月 日	実 施 事 項	内 容
平成29年 6月 12～ 7月 11日	世論調査	満 18 歳以上の市民 3,000 人に対して郵送調査（回収率 54.8%）
7月 6日	平成 29 年度第 1 回富士市食育推進会議	主旨説明・計画策定の方向性について
11月 17日	第 1 回第 3 次富士市食育推進計画策定委員会・策定ワーキンググループ合同会議	世論調査結果報告・計画案検討
12月 14日	平成 29 年度第 2 回富士市食育推進会議	世論調査結果報告・計画案検討
平成30年 1月 30日	第 2 回第 3 次富士市食育推進計画策定ワーキンググループ会議	計画案検討
2月 6日	第 2 回第 3 次富士市食育推進計画策定委員会会議	計画案検討
3月 19日	平成 29 年度第 3 回富士市食育推進会議	計画案検討
5月 10日	平成 30 年度第 1 回富士市食育推進会議	計画案検討
10月 23日	第 3 回第 3 次富士市食育推進計画策定委員会・策定ワーキンググループ合同会議	計画案検討
10月 31日	平成 30 年度第 2 回富士市食育推進会議	計画案検討
平成31年 1月 4～ 2月 5日	パブリック・コメント実施	富士市ウェブサイトへの掲載、保健医療課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧。
2月 28日	平成 30 年度第 3 回富士市食育推進会議	パブリック・コメントについての報告

5 富士市食育推進会議委員名簿

平成 29 年度 富士市食育推進会議委員名簿

役 職	氏 名	所属・役職等
会 長	渡邊 栄一	富士商工会議所 議員
副会長	市川 陽子	静岡県立大学 食品栄養科学部准教授
委 員	日向 真一	富士市医師会 理事
委 員	秋元 隆宏	富士市歯科医師会 理事
委 員	藤島 保奈美	富士市校長会 給食常任理事
委 員	原 ゆかり	富士市学校栄養士会 栄養教諭
委 員	渡邊 宏行	私立幼稚園協会 たかおかこども園園長
委 員	内藤 朝日	富士市民間保育園連盟 緑ヶ丘保育園園長
委 員	松下 尚之	富士市農業協同組合 営農部部長
委 員	小林 充	富士中央青果株式会社 代表取締役社長
委 員	保科 朗子	NPO 法人ふじのくに学校給食を考える会 副会長
委 員	齊藤 久江	国際ソロプチミスト富士 理事
委 員	伊勢谷 悦子	公募市民
委 員	菖蒲 瑞恵	公募市民
委 員	小櫛 香穂	公募市民
アドバイザー	粳田 英彦	静岡県富士健康福祉センター 医療健康課長
アドバイザー	馬淵 博	静岡県富士健康福祉センター 衛生薬務課長
アドバイザー	海野 晃好	静岡県富士農林事務所 地域振興課長

平成 30 年度 富士市食育推進会議委員名簿

役 職	氏 名	所属・役職等
会 長	渡邊 栄一	富士商工会議所 議員
副会長	市川 陽子	静岡県立大学 食品栄養科学部教授
委 員	日向 真一	富士市医師会 理事
委 員	秋元 隆宏	富士市歯科医師会 理事
委 員	鳥居 朝野	富士市校長会 給食常任理事
委 員	原 ゆかり	富士市学校栄養士会 栄養教諭
委 員	渡邊 宏行	私立幼稚園協会 たかおかこども園園長
委 員	内藤 朝日	富士市民間保育園連盟 緑ヶ丘保育園園長
委 員	松下 尚之	富士市農業協同組合 営農部部長
委 員	小林 充	富士中央青果株式会社 代表取締役社長
委 員	片岡 律子	NPO 法人ふじのくに学校給食を考える会 理事
委 員	齊藤 久江	国際ソロプチミスト富士 理事
委 員	伊勢谷 悦子	公募市民
委 員	菫蒲 瑞恵	公募市民
委 員	小櫛 香穂	公募市民
アドバイザー	渥美 幸久	静岡県富士健康福祉センター 医療健康課長
アドバイザー	馬淵 博	静岡県富士健康福祉センター 衛生薬務課長
アドバイザー	赤池 弘充	静岡県富士農林事務所 生産振興課長

6 食育推進計画策定委員会構成

平成 29 年度

区 分	所 属
委員長	保健部長
委 員	市民部 まちづくり課長
委 員	市民部 市民安全課長
委 員	福祉部 こども未来課長
委 員	福祉部 こども家庭課長
委 員	保健部 保健医療課長
委 員	保健部 健康対策課長
委 員	保健部 高齢者介護支援課長
委 員	環境部 廃棄物対策課長
委 員	産業経済部 農政課長
委 員	教育委員会 学務課長

平成 30 年度

区 分	所 属
委員長	保健部長
委 員	市民部 まちづくり課長
委 員	市民部 市民安全課長
委 員	福祉こども部 こども未来課長
委 員	福祉こども部 保育幼稚園課長
委 員	福祉こども部 こども家庭課長
委 員	保健部 保健医療課長
委 員	保健部 健康政策課長
委 員	保健部 地域保健課長
委 員	保健部 高齢者支援課長
委 員	環境部 廃棄物対策課長
委 員	産業経済部 農政課長
委 員	教育委員会 学校教育課長
委 員	教育委員会 学務課長

7 食育推進計画策定ワーキンググループ構成

平成 29 年度

所 属
市民部 神戸まちづくりセンター
市民部 市民安全課
福祉部 こども未来課
福祉部 岩淵保育園
福祉部 岩松幼稚園
福祉部 こども家庭課
保健部 健康対策課
保健部 高齢者介護支援課
環境部 廃棄物対策課
産業経済部 農政課
教育委員会 学務課
富士市立高等学校
富士市立岩松小学校
富士市立岩松中学校

平成 30 年度

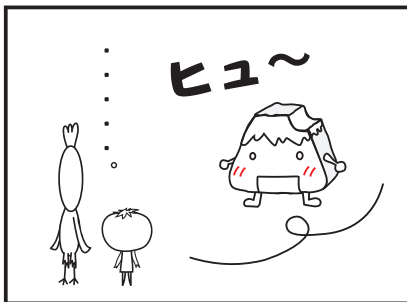
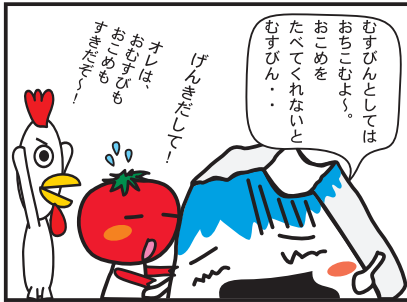
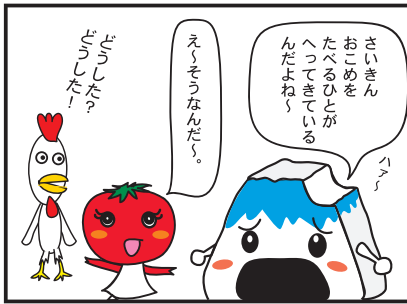
所 属
市民部 神戸まちづくりセンター
市民部 市民安全課
福祉こども部 こども未来課
福祉こども部 保育幼稚園課
福祉こども部 岩淵保育園
福祉こども部 天間幼稚園
福祉こども部 こども家庭課
保健部 健康政策課
保健部 地域保健課
保健部 高齢者支援課
環境部 廃棄物対策課
産業経済部 農政課
教育委員会 学校教育課
教育委員会 学務課
富士市立高等学校
富士市立岩松小学校
富士市立吉永第一小学校



おすびん&ナポリンの ふじ食4コマまんが!!



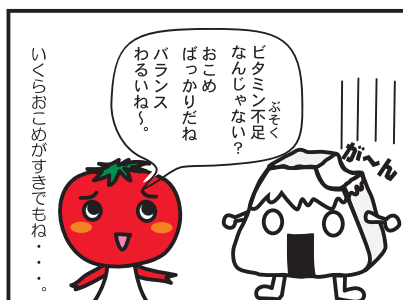
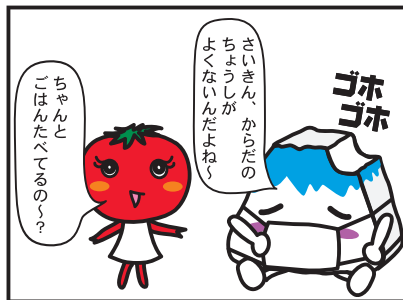
「お米は、おいしいよ！
たくさんたべてね？」の巻



お米は日本人のソウルフード

日本人は、何千年も
ずっとお米を食べて
きたんだよ。

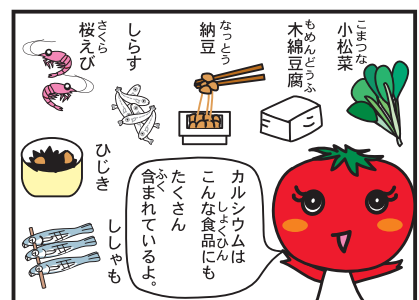
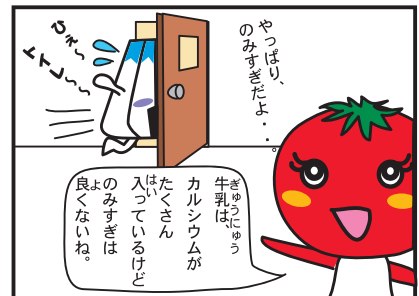
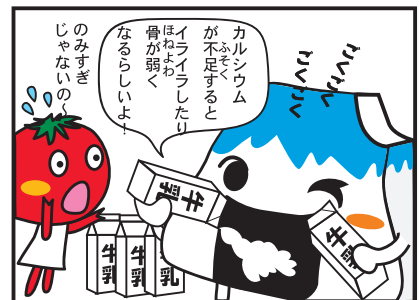
「かたよった食事は
良くないんだよ」の巻



おかずもたべようね (笑)！

主食、主菜、副菜を
バランス良く食べましょう！

「カルシウムをとって
健康な骨を育てよう」の巻



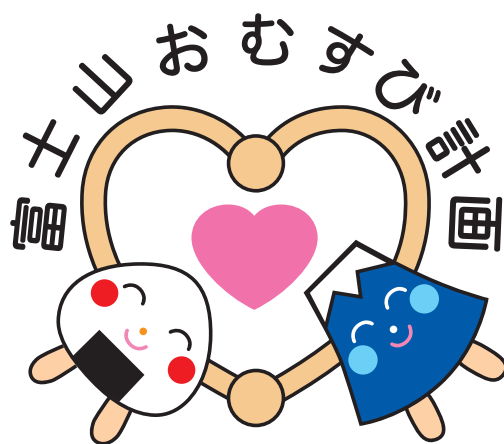
不足しがちなカルシウム！

いろいろな食材から少しずつ
とるようにしましょう！

< 作者紹介 >



富士市在住の造形作家。
富士つけナポリタン公式
キャラクター『ナポリン』
の産みの親。市内で絵画
造形教室アトリエバセリ
を主宰している。



富士市行政資料登録番号
30-59

第3次富士山おむすび計画 ～富士市食育推進計画～

富士市 保健部 保健医療課 食育推進室

TEL 0545-55-2884 FAX 0545-53-5586